＜平成３０年度＞

第４回　理事会議案書

平成３０年　７月１２日

一般社団法人 全国鐵構工業協会

平成３０年度
第４回理事会 議事次第

一般社団法人 全 国 鐵 構 工 業 協 会

場　　所：鉄 鋼 会 館　805 号室
日　　時：平成 30 年 7 月 12 日（木）
14：00～16：30

１．開会の辞

２．定足数確認報告（定款第 36 条）

３．会長挨拶

４．前回理事会議事録の確認

５．審議事項　　資　料

第 1 号議案　「会長の任期に関する
運用細則[内規]」の制定について-------　理 30-4-議 1(p3-4)

第 2 号議案　「常勤(事務局専従)役員の任期に関する
運用細則[内規]の制定について　------　理 30-4-議 2(p5-6)

第 3 号議案　就業規則の改定について　----------　理 30-4-議 3(p7) 別冊あり

６．報告事項

(1) 委員会等の新体制について　----------　理 30-4-報 1(p9)

(2) 鉄建協との共同陳情について　----------　理 30-4-報 2(p10-22)

(3) 委員会報告
①運営委員会　----------　理 30-4-報 3①(p23-27)
②技術委員会　----------　理 30-4-報 3②(p28-31)

(4) その他　　・高規格材鉄骨製作支援制度の活用実績

７．その他の事項

(1) 構成員登録状況　----------　理 30-4-他 1(p33-37)

(2) 着工面積と推計鉄骨需要量　----------　理 30-4-他 2(p39)

(3) 主要会議日程　----------　理 30-4-他 3(p40)

(4) 支部報告　----------　理 30-4-他 4(p41-49)

(5) その他

８．閉会の辞

以上

第１号議案　「会長の任期に関する運用細則［内規］」の制定について

定款 23 条第 3 項（役員の選任）に関して、「会長の任期に関する運用細則［内規］」を、［第１号議案］別紙１のとおり制定することについて、承認の決議をいただきたい。

第２号議案　「常勤(事務局専従)役員の任期に関する運用細則[内規]」の制定について

役員在任年齢規程第２条（役員の在任年齢）に関して、「常勤(事務局専従)役員の 任期に関する運用細則[内規]」を、[第２号議案]別紙２のとおり制定することについて、承認の決議をいただきたい。

第３号議案　就業規則の改定について

就業規則を、［第３号議案］別紙３のとおり改定することについて、承認の決議をいただきたい。

平成 30 年度 第 4 回理事会 第 1 号議案 〔別紙 1〕

平成 30 年 7月 12 日

「会長の任期に関する運用細則［内規］」の制定について

1. 制定理由

○会長の選定に関する定款の規定は以下のとおりで、任期に関する規定はない。

○任期に対する考えは、協会運営の安定感への期待や、適切な後継者の有無等により様々であるが、任期の目安を明確化することで協会運営のマンネリ化の防止、人事刷新による活性化等が促され、また、選定が容易になり、就任受諾を促す効果も期待できる。

〔会長の選定に関する定款の規定〕

・会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する（23 条第 3 項）

・理事は再任を妨げない（26 条第 1 項）

○上記の考えに基づき、会長の任期に関する規定を設け、改選時の状況に応じて適切に対応できるよう、基本となる考え方を定める。

2. 具体案

制定：平成30年 7月 日

会長の任期に関する運用細則［内規］
（案）

（目的）

第 1 条　本規程は、一般社団法人全国鐵構工業協会 定款 23 条第 3 項に定める会長の選定に関し、その運用について定める。

（会長の任期）

第2条　会長の任期は2期までとする。ただし特段の事情があり、万やむを得ないと認められる場合は 1期のみ延長可能（最長3期）とする。

以上

以上

〔参考1： 会長の任期に関する定款の規定〕

（役員の選任）

第23条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 （省略）

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 （省略）

（役員の任期）

第26条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

〔参考2： 副会長の任期〕

○副会長の任期制限は、以下の理由により設けないこととする。

・将来の会長候補としての能力、人望等を備えながら、年齢等の理由で副会長に留まっている場合、任期制限により会長就任を逸することとなり、人材を活かすことを阻害する懸念がある。

・現在、副会長の選定は、会長の補佐役としての適任者を、協会運営への意欲・能力、地域バランス、会長への協力姿勢等を勘案したうえで、会長自らが人選し、理事会の決議により行っている。

以上

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成 30 年度 第 4 回理事会 第 2 号議案 〔別紙 2〕

平成 30 年 7月 12 日

「常勤(事務局専従)役員の任期に関する運用細則 [内規] 」の制定について

1. 制定理由

○当協会の、常勤(事務局専従)役員に関して、鉄鋼メーカー等他社からの移籍により人材を確保するケースは今後も継続することが考えられるが、その際、当協会の報酬額と、移籍元会社が希望する報酬額との差が大きいことが、人材確保の障害となっている。

○この障害を取り除くため、移籍後の役員在任年齢を延ばす(任期延長)ことによりその差額補てんが可能であることを移籍元会社に明確に伝え、確約することが必要となっている。

○移籍後の役員在任年齢の延長は、現在の役員在任年齢規程でも可能であるが、その実施を担保し、移籍元会社の理解を得るため、この規程を制定する。

2. 具体案

制定: 平成30年 7月 日

常勤(事務局専従)役員の任期に関する運用細則 [内規] (案)

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人全国鐵構工業協会の事務局専従の常勤役員の在任年齢について定める。

(在任年齢)

第 2 条 一般社団法人全国鐵構工業協会の事務局専従の常勤役員の在任年齢は、職務執行能力及び健康上の特段の問題がない限り、役員在任年齢規程第 2 条第 2 項を適用し、６５歳を超えての就任を認める。

以上

以上

〔参考: 役員在任年齢規程〕

(総則)

第1条 一般社団法人全国鐵構工業協会(以下「本協会」という。)の役員の在任年齢については、この規程の定めるところによる。

(役員の在任年齢)

第2条 役員の在任年齢は、原則として65歳に達するまでとする。

2 当該役員の知識及び経験が本協会の業務運営上特に必要である場合等であって、当該役員を例外的に扱うべき理由が、公益法人の適切な業務運営に関する国民の信頼を確保する観点から見ても適切と判断される場合については、前項の規程にかかわらず前項を適用しないものとするが、この場合にあっては、前項を適用しないことについて総会の了解を得るものとする。

(その他)

第3条 その他本規程に定めなき事項については会長の定めるところによる。

附則 この規程は平成16年度の最初に開催される通常総会の日から施行する。

以上

平成30年度 第4回理事会 第3号議案〔別紙 3〕

平成30年　7月　12日

「就業規則」の改定について

1. 改定の理由

現行の「就業規則」は、近年の労働関係法規の改正に対応していないため、最新の労働関係法規に準拠した内容に改定する。

2. 主な改定点・変更点と改定理由

(1) 近年の「労働基準法」の改正及び、労働環境の変化・実態等を踏まえ、文言の修正(追加・変更)を実施する。

(2)「みなし労働時間制 ＜①「直行直帰」、②「職場外労働」＞」規程の追加

＜追加理由＞ ・試験・講習への対応等、職場外勤務で、通常の労働時間管理が出来ない場合の「労働時間管理」に関する規程の追加。

(3)年次有給休暇の付与日数の変更

＜変更理由＞ ・最新の労働基準法に準拠。(就業年数毎の付与日数)

(4)半日単位の年次有給休暇制度の追加

＜追加理由＞ ・年休取得率の向上(ワークライフバランスの充実)。

・関係団体・関係企業においても、半日単位(又は時間単位)の年休制度導入が進展。

(5)「育児・介護休業」規程の追加

＜追加理由＞ ・「改正育児・介護休業法」に合わせ、「介護休業」規程を追加。

3. 詳細変更内容 ： 別紙の通り

4. 施行時期 ： 平成 30年 8月 1日

以上

報　告　事　項

H30.07.04.

委員会等新体制（平成30年度～）

○協会内部委員等

名称	役職名	担当者	備考
◇常設委員会			
・運営委員会	委員長	大島理事	※
・技術委員会	委員長	神崎理事	※
◇特別委員会			
・企画委員会	委員長	村山副会長	※
	委員	大竹理事	※
	〃	山本理事	※
	〃	神崎理事	※
・教育・人材育成委員会	委員長	高橋副会長	※
	委員	渡辺理事	※
	〃	大島理事	※
	〃	井原理事	※
・品質管理委員会	委員長	永井副会長	※
	委員	中村理事	※
	〃	西村理事	※
	〃	伊藤理事	※
◇その他（個別事業実施のための委員会等）			
・鉄骨技術者教育センター設立準備会	メンバー	村山副会長	
	〃	中村理事	
・高規格材鉄骨製作支援委員会	委員	玉木顧問	
・選考委員会 （鉄骨技術研究開発助成制度）	副委員長	村山副会長	
	委員	大島理事	
	〃	渡辺理事	
	〃	永井副会長	
	〃	米森(信)ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ	

○社外団体役員・委員等

団体名	役職名	担当者	備考
・鉄骨製作管理技術者登録機構	運営会議・ﾒﾝﾊﾞｰ	米森会長	
	〃	村山副会長	
	〃	齊藤専務理事	
・(一社)日本鋼構造協会 建築鉄骨品質管理機構	運営会議・ﾒﾝﾊﾞｰ	米森会長	
	認定委員会・委員	齊藤専務理事	
・(株)全国鉄骨評価機構	取締役	村山副会長	
	〃	永井副会長	※
	〃	高野技術部長	
	監査役	齊藤専務理事	
・(一社)建築鉄骨構造技術支援協会	理事	千田技術部 部長	※

※ 今回異動

平成30年度陳情 日程及び担当者一覧(案)

■東京地区

日	時	訪問先	住所	集合場所	アポ取り	鉄建協 (○：説明者) 理事		運営委員				事務局	小計	全構協 三役		事務局	小計	合計
7/17(火)	15:00	㈱久米設計	江東区潮見2-1-22	本社ビルロビー	藤生	深沢		川本	高本	○藤生		白井	5			猪砂	佐藤	2	7
7/18(水)	10:00	戸田建設㈱	中央区京橋1-7-1	本社７階の受付(出入り口は左側)	森田	深沢		○髙本	森田	高梨		白井	5	村山		大橋	猪砂	3	8
	13:30	㈱松田平田設計	港区元赤坂1-5-17	本社ビル１階ロビー	森田	川田		○小林	高本	森田	高梨	安斉	6			猪砂	佐藤	2	8
	15:30	山下設計	中央区日本橋小網町6-1	本社ビル１階ロビー	森田	川田		小林	○髙本	森田	高梨	安斉	6			平井		1	7
7/19(木)	13:00	森ビル	港区六本木6丁目10番1号	森タワー ＵＬ階（３階）受付前	森田	深沢	小野	○川本	森田	高梨	霞	浜野	7	米森		大橋		2	9
	16:30	住友不動産㈱	東京都新宿区西新宿2-4-1	新宿NSビル１階ロビー集合 (⇒22F)	森田	高橋	小野	森田	高梨	○霞	藤生	白井	7	米森		大橋		2	9
7/24(火)	10:00	㈱梓設計	品川区東品川2-1-11	本社ビルロビー	小林	深沢		○小林	高本	藤生		安斉	5			平井		1	6
	13:15	㈱三菱地所設計	千代田区丸の内2-5-1	丸の内２丁目ビル9階受付	森田	金本	高橋	小林	川本	森田	○藤生	白井	7	高橋		猪砂	佐藤	3	10
	15:30	大成建設	新宿区西新宿1-25-1	新宿センタービル17階受付	森田	金本	高橋	小林	○川本	森田	藤生	白井	7	高橋		猪砂	佐藤	3	10
7/25(水)	10:00	新日鐵住金㈱	千代田区丸の内2-6-1	本社２階ロビー	小林	田中	金本	小林	川本	○森田		白井	6	米森		齊藤		2	8
7/26(木)	10:00	㈱神戸製鋼所	品川区北品川5-9-12	本社ビルロビー	川本	田中	川田	○川本	高本			浜野	5			平井		1	6
	10:00	㈱日本設計	新宿区西新宿6-5-1	新宿アイランドタワー29階	森田	金本	小野	森田	高梨	○藤生		白井	6			猪砂		1	7
	16:00	東急建設㈱	渋谷区渋谷1-16-14	地下鉄ビル3F受付前	小林	金本	高橋	小林	○霞	藤生		白井	6			猪砂		1	7
7/27(金)	11:00	日建設計	千代田区飯田橋2-18-3	本社2階ロビー	小林	深沢	川田	○小林	高本			浜野	5			猪砂		1	6
	15:00	日本建設業連合会	東京都中央区八丁堀2-5-1	東京建設会館1階	浜野	瀧上	高橋	小林	高本	○山本		浜野	6			大橋	平井	2	8
	15:30	全国建設業協会	東京都中央区八丁堀2-5-1	同上	浜野	瀧上	高橋	小林	高本	○山本		浜野	6			大橋	平井	2	8
7/30(月)	15:30	前田建設工業㈱	千代田区富士見2-10-2	本店ビル2階総合受付	高本	深沢	瀧上	○髙本	山本			安斉	5			平井		1	6
	16:00	㈱竹中工務店	江東区新砂1-1-1	本社ビルロビー	小林	田中	川田	○小林	川本			白井	5	永井		猪砂		2	7
7/31(火)	10:00	大林組	港区港南2-15-2	品川インターシティ B棟３階ロビー	川本	田中	深沢	○川本	高本	藤生		浜野	5	米森	永井	齊藤		3	8
8/1(水)	13:30	三菱地所㈱	千代田区大手町1-1-1	大手町パークビル１Ｆ	森田	深沢		川本	高本	○森田	高梨	白井	6			猪砂		1	7
8/2(木)	10:00	西松建設㈱	港区新橋6-17-21	住友不動産御成門駅前ビル3F受付	川本	金本		川本	○藤生			白井	4			平井		1	5
	13:00	清水建設㈱	中央区京橋二丁目16番1号	本社ビル１階ロビー	小林	深沢		小林	○霞			安斉	4			大橋		1	5
8/3(金)	11:00	JFEスチール㈱	千代田区内幸町2-2-3	日比谷国際ビル23階受付	藤生	瀧上	川田	小林	川本	○高本		安斉	6	米森		齊藤		2	8
	13:00	三井不動産	中央区銀座6丁目17番1号	銀座6丁目-SQUARE	森田	瀧上	川田	○小林	川本	森田	高梨	安斉	7			猪砂		1	8
8/6(月)	16:00	日本建築構造技術者協会	千代田区三番町24番地	林三番町ビル3階(2F会議室に集合)	白井	田中	深沢	小林	川本	○高本		白井	6	永井		猪砂	高野	3	9
8/7(火)	13:00	㈱NTTファシリティーズ	港区芝浦3-4-1	グランパークタワー26階受付	森田	川田	小野	川本	○森田	高梨	藤生	安斉	7			平井		1	8
	15:00	鹿島建設	東京都港区元赤坂1-3-8	東京建築支店玄関入ってすぐの受付前	川本	深沢	金本	○川本	高本	藤生		白井	6	米森		齊藤		2	8

■関西地区

日	時	訪問先	住所	集合場所	アポ取り	鉄建協 (㊐：書記) 理事		運営委員				調査統計	計	全構協 三役		事務局	小計	合計
7/30(月)	13：30	清水建設 関西支店	中央区本町3-5-7	御堂筋本町ビル 9階フロア	吉田	谷		板原	吉田	松本	上野	㊐大内						
	14：45	安井建築設計事務所	中央区島町2-4-7	本社 1Fロビー	六辻	谷		板原	吉田	松本	上野	㊐大内						
7/31(火)	(PM)	奥村組	阿倍野区松崎町2-2-2	本社 1Fロビー	大内	谷		板原	吉田	松本	上野	㊐大内						
	15：45	銭高組	西区西本町2-2-11	なにわ筋 ツインズ ウエスト 1階フロア	大内	谷		板原	吉田	松本	上野	㊐大内						
8/1(水)	10：00	大林組 大阪本店	北区中之島3-6-32	ダイビル本館 6Fフロア	吉田	谷		板原	吉田	松本	上野	㊐大内						
	11：15	㈱日建設計	中央区高麗橋4-6-2	大阪 1Fロビー	吉田	谷		板原	吉田	上野	上野	㊐大内						
	13：15	鹿島建設 関西支店	中央区城見2-2-22	マルイトOBPビル 9階フロア	大内	谷		板原	吉田	松本	上野	㊐大内						
盆明け予定		竹中工務店大阪本店	中央区本町4-1-13	大阪本店 1Fロビー	大内	谷		板原	吉田	上野	上野	㊐大内						

ゼネコン宛て

案

平成３０年　7月　○○日

一般社団法人　鉄骨建設業協会
会　長　　田　中　　進

一般社団法人　全国鐵構工業協会
会　長　　米　森　昭　夫

要　望　書

平素は、鉄骨業界に対しまして、格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、景気が緩やかな回復基調を続けているなかで、建設業界は、堅調な需要に支えられ、安定した受注環境にあります。今後も首都圏における再開発事業やインバウンド関連事業などが多く見込まれ、鉄骨需要量も当面は500万トン超えで推移し、引き続き繁忙状態が続くものと予測されます。一方、鋼材費、副資材費、現場工事費等の高騰や、技術者、技能者不足、輸送業者の確保難を始め、ここ数年来顕著になっている契約工期･工程のずれ等が、工場運営･経営環境に多大な影響を与えています。

つきましては、鉄骨工事の円滑な遂行と経営環境の改善強化を図るため、下記事項について特段の善処方お願いする次第であります。

記

１．契約時工期・工程の厳守
- ・マスター工程表に基づいて作成した鉄骨製作工程表の合意と遵守
- ・工作図の早期確定に向け、設計図書の精度向上と関連情報の早期決定

２．製品輸送に関わる諸問題についての速やかな対応
- ・製品搬入日程の早期確定と厳守
- ・車両入場指定時間の厳守、タイムリーな荷取りと車両解放

３．追加変更工事(製作、現場施工共)の書面による適正な指示と評価
- ・協議合意による書面での指示
- ・月毎の早期精算及び適正な評価(常傭工事含む)

４．鋼材費、副資材費の変動に対する適正な精算

５．働き方改革に関する動向等について（意見交換）

平成30年度要望書補足資料(案)

1．契約時工期・工程の厳守

1）2年前より継続でのお願い事項ですが、マスター工程表を基にファブが作成する鉄骨製作工程表に基づいた工程推進を改めてお願いします。昨今の鉄骨需要増により、各ファブとも高操業の中で工程厳守に努力を重ねておりますが製作途中での変更指示等が工場操業に大きな打撃となります。大幅な工事遅れが発生した場合は、契約変更等の協議をお願いします。

2）一般図・詳細図及び附帯項目（専門業者情報）などの指示事項は、決定希望時期を記載した鉄骨製作工程表による目標期限の認識共有と確実な決定をお願いします。

3）専門業者情報は、施工者が一般図や詳細図に落とし込んだ上、ファブへ指示を行うようお願いします。

4）支給図面の発行時期、改訂図の早期発行をお願いします。

5）鉄骨製作開始後に追加指示が発生する事で本体鉄骨の変更、手戻りに繋がります。仮設ピース等の検討事項は、早期の指示をお願いします。

2．製品輸送に関わる諸問題についての速やかな対応

1）輸送業者、ドライバー、輸送車両の確保に各ファブとも窮しております。特に施工者側の急な変更要望には応えづらくなっていることをご理解願います。

2）特殊車両通行許可証や制限外積載許可証を取得しても、建方日程が急に変更された場合、予定した車両をあてがえないことがあります。

3）輸送車両は多くの場合、現場での製品荷卸し後、次の仕事を予定しています。荷卸しが遅れると予定した仕事のキャンセル費等、余分な割増請求を受けることになります。速やかな車両の解放をお願いします。

4）輸送業者は効率的な車両運行が出来なければ、鉄骨製品輸送から撤退する業者もあります。現場都合、天候事情などにより予定通りの運行が出来なくなった場合は、適切な精算をお願いします。

3．追加変更工事(製作、現場施工共)の書面による適正な指示と評価

1）追加変更の工事は、追加である事を表示した書面によりご指示いただき、ファブ側から提示する費用と製作期間の見直した内容について協議の上で、合意後に着工となるようお願いします。

2）精算は、月毎に、早期にお願いします。特に現場で追加作業を要する作業員の常傭工事は、追加変更とは種類が異なるものであり、毎月支払いをお願いします。

3）設計変更で発生する余材について適正な精算をお願いします。

4．鋼材費、副資材費の変動に対する適正な精算

1）鋼材・副資材が、工事受注（見積り）時と発注時期がずれることにより値上りしています。適正な精算をお願いします。

5．働き方改革に関する動向等について（意見交換）

1）働き方改革の動向についてお聞かせください。

2）建設キャリアアップシステムの導入の動向についてお聞かせください。

別紙

現場等が抱える諸問題(案)

1.現場工程変動時の現場技術者、作業者確保難について

1）現場工程変動により、例えば上棟後１か月以上経過した中での独立附帯や、後施工となる部材の現場工事施工する場合、代理人や技能工の手配が困難であることをご理解願います。このような場合、本体製作ファブから契約外となるようお願いします。

2）追加変更の指示が、製作状況や現場状況を十分に把握されない中で指示されることがありますが、前工程の推進と早期の追加指示をお願いします。

3）現場溶接の場合、施工内容がすみ肉溶接のみであってもAW有資格者を要請されることがあり、施工内容により使い分けをお願いします。

4）社員や技能工等の入職者を募る努力をしていますが苦慮しています。その中で、若い現場代理人等に対する鳶工等による強力なパワハラ発言に耐えられず、離職されることや配置換えを要望されることがあります。
仕事を進める同じ職場仲間として、コミュニケーションの改善をお願いします。

2.その他

1）工場製品検査に関して、出来るだけ適切な工程が確保できるよう、また検査回数が削減できるよう、前工程からの早期推進、追加変更指示のタイミングなどの配慮をお願いします。

2）現場検収用の出来高査定用資料の作成に際し、要求資料（図面の着色、出荷明細他）に対応するために相当の時間を要しています。少しでも簡素化をお願いします。

案

平成３０年　7月　○○日

ゼネコン団体宛て

一般社団法人　鉄骨建設業協会
会　長　　田　中　　進

一般社団法人　全国鐵構工業協会
会　長　　米　森　昭　夫

要　望　書

平素は、鉄骨業界に対しまして、格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、景気が緩やかな回復基調を続けているなかで、建設業界は、堅調な需要に支えられ、安定した受注環境にあります。今後も首都圏における再開発事業やインバウンド関連事業などが多く見込まれ、鉄骨需要量も当面は500万トン超えで推移し、引き続き繁忙状態が続くものと予測されます。一方、鋼材費、副資材費、現場工事費等の高騰や、技術者、技能者不足、輸送業者の確保難を始め、ここ数年来顕著になっている契約工期･工程のずれ等が、工場運営･経営環境に多大な影響を与えています。

つきましては、鉄骨工事の円滑な遂行と経営環境の改善強化を図るため、下記事項について特段のご配慮を賜りたく、貴協会傘下の会員のご理解と適切な対応が図られますよう、周知方お願いする次第であります。

日建連の場合は貴連合会

記

１．契約時工期・工程の厳守
- マスター工程表に基づいて作成した鉄骨製作工程表の合意と遵守
- 工作図の早期確定に向け、設計図精度の向上と関連情報の早期決定

２．製品輸送に関わる諸問題についての速やかな対応
- 製品搬入日程の早期確定と厳守
- 車両入場指定時間の厳守、速やかな荷取りと車両解放

３．追加変更工事(製作、現場施工共)の書面による適正な指示と評価
- 協議合意による書面での指示
- 月毎の早期精算及び適正な評価(常傭工事含む)

４．鋼材費、副資材費の変動に対する適正な精算

平成30年度要望書補足資料(案)

1．契約時工期・工程の厳守

1）2年前より継続でのお願い事項ですが、マスター工程表を基にファブが作成する鉄骨製作工程表に基づいた工程推進を改めてお願いします。昨今の鉄骨需要増により、各ファブとも高操業の中で工程厳守に努力を重ねておりますが製作途中での変更指示等が工場操業に大きな打撃となります。大幅な工事遅れが発生した場合は、契約変更等の協議をお願いします。

2）一般図・詳細図及び附帯項目（専門業者情報）などの指示事項は、決定希望時期を記載した鉄骨製作工程表による目標期限の認識共有と確実な決定をお願いします。

3）専門業者情報は、施工者が一般図や詳細図に落とし込んだ上、ファブへ指示を行うようお願いします。

4）支給図面の発行時期、改訂図の早期発行をお願いします。

5）鉄骨製作開始後に追加指示が発生する事で本体鉄骨の変更、手戻りに繋がります。仮設ピース等の検討事項は、早期の指示をお願いします。

2．製品輸送に関わる諸問題についての速やかな対応

1）輸送業者、ドライバー、輸送車両の確保に各ファブとも窮しております。特に施工者側の急な変更要望には応えづらくなっていることをご理解願います。

2）特殊車両通行許可証や制限外積載許可証を取得しても、建方日程が急に変更された場合、予定した車両をあてがえないことがあります。

3）輸送車両は多くの場合、現場での製品荷卸し後、次の仕事を予定しています。荷卸しが遅れると予定した仕事のキャンセル費等、余分な割増請求を受けることになります。速やかな車両の解放をお願いします。

4）輸送業者は効率的な車両運行が出来なければ、鉄骨製品輸送から撤退する業者もあります。現場都合、天候事情などにより予定通りの運行が出来なくなった場合は、適切な精算をお願いします。

３．追加変更工事(製作、現場施工共)の書面による適正な指示と評価

１）追加変更の工事は、追加である事を表示した書面によりご指示いただき、ファブ側から提示する費用と製作期間の見直した内容について協議の上で、合意後に着工となるようお願いします。

２）精算は、月毎に、早期にお願いします。特に現場で追加作業を要する作業員の常傭工事は、追加変更とは種類が異なるものであり、毎月支払いをお願いします。

３）設計変更で発生する余材について適正な精算をお願いします。

４．鋼材費、副資材費の変動に対する適正な精算

１）鋼材・副資材が、工事受注（見積り）時と発注時期がずれることにより値上りしています。適正な精算をお願いします。

別紙

現場等が抱える諸問題(案)

1.現場工程変動時の現場技術者、作業者確保難について

1）現場工程変動により、例えば上棟後１か月以上経過した中での独立附帯や、後施工となる部材の現場工事施工する場合、代理人や技能工の手配が困難であることをご理解願います。このような場合、本体製作ファブから契約外となるようお願いします。

2）追加変更の指示が、製作状況や現場状況を十分に把握されない中で指示されることがありますが、前工程の推進と早期の追加指示をお願いします。

3）現場溶接の場合、施工内容がすみ肉溶接のみであってもAW有資格者を要請されることがあり、施工内容により使い分けをお願いします。

4）社員や技能工等の入職者を募る努力をしていますが苦慮しています。その中で、若い現場代理人等に対する鳶工等による強力なパワハラ発言に耐えられず、離職されることや配置換えを要望されることがあります。

仕事を進める同じ職場仲間として、コミュニケーションの改善をお願いします。

2.その他

1）工場製品検査に関して、出来るだけ適切な工程が確保できるよう、また検査回数が削減できるよう、前工程からの早期推進、追加変更指示のタイミングなどの配慮をお願いします。

2）現場検収用の出来高査定用資料の作成に際し、要求資料（図面の着色、出荷明細他）に対応するために相当の時間を要しています。少しでも簡素化をお願いします。

平成３０年　7月　〇〇日

設計事務所宛て

案

一般社団法人　鉄骨建設業協会
会　長　　田　中　　進

一般社団法人　全国鐵構工業協会
会　長　　米　森　昭　夫

要　望　書

平素は、鉄骨業界に対しまして、格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、景気が緩やかな回復基調を続けているなかで、建設業界は、堅調な需要に支えられ、安定した受注環境にあります。今後も首都圏における再開発事業やインバウンド関連事業などが多く見込まれ、鉄骨需要量も当面は500万トン超えで推移し、引き続き繁忙状態が続くものと予測されます。一方、鋼材費、副資材費、現場工事費等の高騰や、技術者、技能者不足、輸送業者の確保難を始め、ここ数年来顕著になっている契約工期･工程のずれ等が、工場運営･経営環境に多大な影響を与えています。

つきましては、鉄骨工事の円滑な遂行と経営環境の改善強化を図るため、下記事項について特段のご配慮を賜りたくお願いする次第であります。

記

製作工期・工程の厳守に向けたお願い

１．設計図の精度・整合性の確保と速やかな質疑回答
・鉄骨製作に必要な情報を網羅した設計図の早期提示

２．マスター工程表に基づいて作成した鉄骨製作工程表の合意と遵守
・工作図確定に向けた関連情報の早期決定

案

平成３０年　7月　〇〇日

日本建築構造技術者協会(JSCA) 宛て

一般社団法人　鉄骨建設業協会
会　長　　田　中　　進

一般社団法人　全国鐵構工業協会
会　長　　米　森　昭　夫

要　望　書

平素は、鉄骨業界に対しまして、格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、景気が緩やかな回復基調を続けているなかで、建設業界は、堅調な需要に支えられ、安定した受注環境にあります。今後も首都圏における再開発事業やインバウンド関連事業などが多く見込まれ、鉄骨需要量も当面は500万トン超えで推移し、引き続き繁忙状態が続くものと予測されます。一方、鋼材費、副資材費、現場工事費等の高騰や、技術者、技能者不足、輸送業者の確保難を始め、ここ数年来顕著になっている契約工期･工程のずれ等が、工場運営･経営環境に多大な影響を与えています。

つきましては、鉄骨工事の円滑な遂行と経営環境の改善強化を図るため、下記事項について特段のご配慮を賜りたく、貴協会傘下の会員のご理解と適切な対応が図られますよう、周知方お願いする次第であります。

記

製作工期・工程の厳守に向けたお願い

１．設計図の精度・整合性の確保と速やかな質疑回答
・鉄骨製作に必要な情報を網羅した設計図の早期提示

２．マスター工程表に基づいて作成した鉄骨製作工程表の合意と遵守
・工作図確定に向けた関連情報の早期決定

平成３０年　7月　〇〇日

ミルメーカー宛て

案

一般社団法人　鉄骨建設業協会
会　長　　田　中　　進

一般社団法人　全国鐵構工業協会
会　長　　米　森　昭　夫

要　望　書

平素は、鉄骨業界に対しまして、格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、景気が緩やかな回復基調を続けているなかで、建設業界は、堅調な需要に支えられ、安定した受注環境にあります。今後も首都圏における再開発事業やインバウンド関連事業などが多く見込まれ、鉄骨需要量も当面は500万トン超えで推移し、引き続き繁忙状態が続くものと予測されます。一方、鋼材費、副資材費、現場工事費等の高騰や、技術者、技能者不足、輸送業者の確保難を始め、ここ数年来顕著になっている契約工期･工程のずれ等が、工場運営･経営環境に多大な影響を与えています。

したがいまして、鉄骨工事の円滑な遂行と経営環境の改善強化を図るためには、貴社の一層のご支援ご協力を賜らなければならないところであります。つきましては、下記事項について特段の善処方お願いする次第であります。

記

１．鋼材供給の円滑化（納期厳守）

２．鋼材の安定価格での供給

ディベロッパー宛て

案

平成３０年　７月　〇〇日

一般社団法人　鉄骨建設業協会
会　長　　田　中　　進

一般社団法人　全国鐵構工業協会
会　長　　米　森　昭　夫

平素は、鉄骨業界に対しまして、格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、景気が緩やかな回復基調を続けているなかで、建設業界は、堅調な需要に支えられ、安定した受注環境にあります。今後も首都圏における再開発事業やインバウンド関連事業などが多く見込まれ、鉄骨需要量も当面は500万トン超えで推移し、引き続き繁忙状態が続くものと予測されます。一方、鋼材費、副資材費、現場工事費等の高騰や、技術者、技能者不足、輸送業者の確保難を始め、ここ数年来顕著になっている契約工期･工程のずれ等が、工場運営･経営環境に多大な影響を与えています。

したがいまして、鉄骨工事の円滑な遂行と経営環境の改善強化を図るためには、貴社の一層のご支援ご協力を賜らなければならないところであります。つきましては、下記事項について意見交換をお願いする次第であります。

記

「鉄骨工事工程を遵守するための用途・仕様・意匠などの早期決定」について

＜平成３０年度＞

第１回　運営委員会　議事要旨（案）

Ⅰ．　日時　　平成30年6月15日（金）　　14：00～16：30

Ⅱ．　場所　　鉄鋼会館　705号室

Ⅲ．出席者（敬称略）
（全構協）米森会長
（委　員）大島委員長
福谷、板垣、小池、川上、渡邉、大井、福田、谷脇、鶴田各委員
（事務局）齊藤、大橋、平井、佐藤

Ⅳ．議事要旨
１．米森会長挨拶
今年も、様々な活動を実施する予定であり、委員の皆さんにご協力をいただきたい。この委員会は、執行部から問題提起されたものをまとめていただく「諮問機関」という位置付けとなるが、この２年間、何卒よろしくお願いしたい。

２．委員長挨拶及び委員の自己紹介
１）大島委員長挨拶
運営委員会は、全構協の常設の委員会で、屋台骨のひとつであり、非常に重要なものであると考えています。米森会長からのご指名でもあり、皆さんと一緒に一生懸命に取り組みたいと思います。よろしくお願いします。

２）出席者自己紹介
出席委員と事務局が自己紹介を行った。また、別添１の委員名簿については、各委員に内容確認をお願いし、修正等あれば、後日対応をすることとした。

３）副委員長の選出について
大島委員長より、板垣委員（東北）、鶴田委員（九州）の２名を副委員長として指名し、２名とも就任を受諾した。

３．全構協組織説明
１）全構協組織説明
別添２に基づき、事務局より、全構協の内部組織について以下の通り、説明があった。

・常設委員会として、「運営委員会」「技術委員会」がある。

・今年度の特別委員会として、「企画委員会」、「教育・人材育成委員会」、及び「品質管理委員会」が設置されることになった。

・事務局より委員会組織の補足として、「運営委員会は、あくまでも諮問機関であり、理事会で方針決定された課題について検討し、理事会に答申をしていく立場であるの

で、決定機関ではない事を正しく理解していただく必要がある」旨の説明があった。

4．報告事項

1）平成30年度　事業活動計画について

資料№1に基づき事務局より、今年度の運営委員会で「検討する可能性」の高い事業活動計画について、以下の通り報告した。

・会員共益：ホームページの見直し、会報・鋼構造ジャーナルの配布等を中心とした広報活動の推進。青年部の活動の支援・指導。

・経営近代化：会員企業の業績実態調査、他団体との連携強化をした陳情の実施、社会保険対応、S造化等の活動。

・教育：「経営力向上研修会」の後継となる今後の講習会等の企画検討。

・共済事業：生命共済、指定塗料、鋸刃、オートリース、新規共済商品の開発等の活動。

2）重点課題（主要事業）について」

（1）会員企業業績実態調査（アンケート内容について）

事務局より、資料№2に基づき、昨年度実施した会員企業業績実態調査の内容を紹介した。また、実施が検討されている「働き方改革関連の実態調査」の方向性や内容について説明した。

（2）平成30年度　法定福利費保険料率について

事務局より、資料№3に基づき、「平成30年度の法定福利費の料率内容」について説明した。

3）「公共建築物の鋼構造化に向けたＰＲ活動の検討・推進」について

事務局より、資料№4に基づき、S造化講習会実施状況について説明し、「講習会を開始後、数年経過しているが、現時点で、やや手詰まり感が感じられる状況であり、今後の進め方について検討する必要がある」旨の説明があった。

また、次の意見が出された。

・現時点の活動状況はどうなっているか？

→鉄鋼連盟からも、全構協からも、新しい提案が出されていない状況である。

・「産業界」、「行政」、「大学や研究機関」を巻き込んで実施をすることが望ましいのではないか？

→今までとは違うアプローチができればいいと考えている。一方、従来の取組みを、淡々と続けていくことも一つの方向性かと思われる。

4）協会理念・行動規範の策定・周知徹底

事務局より、資料№5に基づき、三役会に提案した「協会理念・行動指針(案)」について説明した。今後は、三役、理事会の議論を踏まえ、対応方針が検討されるとの説明が

あった。

5）経営力向上研修会の後継研修の検討・実施
事務局より、資料№6に基づき、経営力向上研修会の経緯、実施状況について説明した。
今後は、「映像化等の協会財産化」、後継となる研修の企画等について、引き続き検討をしていくこととした。

6）共済事業の概要について
事務局より、資料№7に基づき共済事業概要、還付金関係について、以下の通り説明　した。

・全構協共済事業の概要について
全構協の共済事業（生命共済・指定塗料・鋸刃・オートリース）について共済事業内容、売上等実績、還付金の内容・還付時期、各県組合への還付金実績等について説明した。

・共済事業月次報告について
資料№8に基づき、月次実績状況について事務局から説明した。

・今後の問題点等について
＜生命共済＞
加入率35%の確保問題がある。現在は、各種対応もあり、何とか36%レベルを確保している状況である。

＜塗料＞
昨年度は、目標缶数の30万缶を突破したが、塗料の購入に関する取組み方や、大日本の塗料を購入している構成員の比率が、県により大きく差が出ている状況である。

＜損害保険の進捗状況について＞
事務局より、資料№9に基づき、損害保険の進捗状況について、以下の通り説明した。

・構成員メリット(経営支援)、組合運営への支援(組合財政安定化寄与)の両観点から共済制度の新たな商品として、「損害保険」の導入を検討している。

検討中の制度設計内容について
①全構協は、「全国中小企業団体中央会(略称:中央会)」に3号会員(年会費:12万円)として入会し、「業務災害補償制度(新保険商品)」を導入する。

②中央会本部経由になる事で、各構成員は、安価に(大きな割引率で)損害保険を購入する事が出来る。

③全構協が、中央会に加入する事で、組合への還付金財源を捻出する仕組みの構築が可能になる→(保険料の4%相当)

・今後の対応については、理事会での承認後、より具体的かつ実務的な検討を進め、近い将来の運用開始を目指す。

また、損害保険の内容について、以下の意見が出された。

・もし、加入ファブ企業に事故が発生した場合、保険料の増減はないのか？
→中央会の「業務災害補償制度」は、参加企業数が 4 万社と非常に多いので、個別企業の事故率による保険料への影響は少ないと思われる。

・生命共済と競合することはないのか？
→「生命共済」と「損害保険」は、補償範囲が異なるため、商品の特性上は、競合は少ないと考えられる。

・「業務災害補償制度」に加入する場合、商工３団体加入と中央会本部加入の場合の保険料の差はあるのか？
→商品が、同じものであれば、契約者の保険料の差はないと思われる。ただし、ルートが変わることで還付率はアップする。

５．その他

・次回運営委員会の開催日程は、８月２２日（水）１４時～とした。

以上

平成30年度 運営委員会関連事業計画 一覧

平成30年6月15日

事業区分		計画内容	実施時期 等	実施内容	担当者(案)
会員共益	1)	広報活動の推進			
	①	ホームページ見直し(新規立上げ)	検討:	会員、構成員への情報の発信・共有化<発信力強化>を目的として、ホームページの見直し(新規立上げ)を検討する。	事務局
	②	会報の発行	発行:H30年7月、H31年1月、2月	年3回発行。(毎年7月、翌年1月、2月)	事務局
	③	鋼構造ジャーナルの配布	配布実施(週刊)	全国の行政や関係機関等に購読配布実施(約xxx部)	事務局、組合
	④	安全に関するポスターの作成・配布	作成配布:6月、11月予定	安全ポスターを各県組合と全構成員に配布する。「全国安全週間(7月)」、「年末年始無災害運動(12月～1月)」時に配布予定。	事務局、組合
	⑤	人材確保(雇用促進)活動の支援	検討:	一昨年作成した求人用DVDの継続活用を含め、各組合が実施する各種学校、将来の入職者に対するPR活動を支援する。	事務局
	⑥	記者会の協力を得ての広報活動	適宜	執行部担当(全構協と各支部の諸活動および鉄骨業界の現状等について、記者会媒体を通じて実施)。	執行部
	2)	青年部の活動の支援・指導	H30年4月～ (検討)	青年部各地域の事業活動支援を目的とした「青年部会向け助成金」を継続。また、青年部との連携を深める機会として、「青年部組織代表者との意見交換会」の開催検討(2回)。	執行部
経営近代化	1)	業界状況の把握と発信			
	①	行政機関への陳情、業界内活動に必要な情報の把握と発信	適宜	執行部担当	執行部
	②	労働環境適正化(働き方改革)に向けた取り組み	検討:	「働き方改革」への対応として、ファブ業界の労働環境についての実態調査を検討するとともに、改善に向け必要な提言・施策を実施する。	執行部
	2)	元請下請間の契約取引関係適正化対策の検討、推進			
	①	適正価格での受注促進のため、情報共有化の推進	適宜		執行部
	②	会員企業業績実態調査	調査実施:11月	例年と同様に「平成29年度分企業実績調査」を、H30年11月頃に実施予定。(※質問内容については、必要に応じ見直し実施。)	事務局、組合
	③	他団体との連携強化	陳情実施:7月～8月	鉄建協と合同で東京・大阪地区のゼネコン・設計事務所・高炉メーカー・施主等に、陳情活動実施予定。	執行部
	④	社会保険法定福利費の見積・契約についての状況把握	適宜		事務局、組合
	3)	鉄骨需要拡大に向けた活動の推進			
	①	「公共建築物の鋼構造化」に向けたPR活動の検討・推進	H30年4月～ (継続実施)	日本鉄鋼連盟と連携し、施主(行政機関等)や設計事務所等へのPR活動を推進。また、各地区での成功事例情報の共有化等、より具体的な活動の実施を検討する。	事務局、組合
	4)	共同積算関連事業の推進			
	①	共積事業推進支援、共積システム利用率向上、業界状況把握	適宜		事務局、組合
	5) ①	政府機関等による諸支援制度の周知及び活動支援	適宜		事務局
	6)	鋼材業者、流通業者及び他団体との交流促進			
	①	賛助会員及び鋼材業者・流通業者との交流	検討:	賛助会員とのより広範な関係を構築するとともに、一層の連携強化に資する活動について検討し、適宜実施する。	執行部
	(2)	設計業界・建設業界との交流	陳情実施:7月～8月	鉄建協と合同で東京・大阪地区のゼネコン・設計事務所・高炉メーカー・施主等に、陳情活動実施予定。	執行部
	7)	法令遵守、コンプライアンス・CSRの改善・向上			
	①	協会理念・行動規範の策定・周知徹底	検討:	事業活動の前提ともなる、倫理意識、コンプライアンス意識について、(仮称)協会理念を作成し、周知・徹底を図る。	執行部
教育	1)	教育関連 ⇒講習会の企画・開催			
	①	原価実践講習会への支援	適宜		事務局、組合
	②	経営力向上研修会の後継研修の検討・実施	H30年4月～ (検討)	「経営力向上研修会」について、映像化等その資産化を検討するとともに、今後について、経営意識の更なる向上・浸透を図るべく、より実践的な講習内容を企画・検討	事務局、組合
	③	今後の人材育成・教育の施策検討	適宜	人材育成検討委員会が整理した「人材育成・教育に関するアンケート」の内容を参考にし、今後実施すべき人材育成・教育のテーマについて、具体的内容を検討する。	事務局、組合
	2)	将来の業界リーダーの育成	検討:	青年部会の活動を支援し、助言等を行うとともに、青年部会が全構協と連携して行う事業活動等を通じて将来の業界リーダーを育成して行く方策について検討を進める	執行部
共済	1)	共済事業の推進			
	①	各支部における共済事業活性化の検討	H30年4月～	共済事業のより一層の充実を図るため、商品説明会、事業者との交流会等を支部単位、県単位で開催し、事業理解化活動を推進する。	支部、(事務局)
	②	生命共済加入率の向上	H30年4月～H31年3月	年度目標(保有契約高)370億円 : 平成30年3月1日責任開始時点で 保有契約高 338億円、前年同期比 0.5%減。	事務局、組合
	③	指定塗料の販売促進	H30年4月～H31年3月	年度目標300,000缶 (H29年度に同じ) : 平成30年1月末日時点で 納入実績 265,498缶、対前年同期比 9%増	事務局、組合
	④	鋸刃の販売促進	H30年4月～H31年3月	年度目標1億5千万円 (H29年度に同じ) : 平成30年2月末日時点で 売上実績 12,603万円、対前年同期比 ±0%	事務局、組合
	⑤	オートリースの利用促進	H30年4月～H31年3月	年度目標10台 (H29年度に同じ) : 現時点では新車13台、中古車14台契約 (H29年度実績:新車9台、中古車0台)	事務局、組合
	⑥	新規共済商品(損害保険)の開発	H30年4月～H31年3月	共済制度の新商品として損害保険の検討を進める。(今後の実運用開始を視野に、事務手続き等の詳細検討を進める。)	事務局、組合

〈 2018年度 〉

第１回 技術委員会 議事録

１．日　時　平成30年6月15日（金）14：30～16：45

２．場　所　鉄鋼会館　７０６号室

３．出席者　米森会長、神崎委員長
安田、齋藤、栗原、平田、稲垣、上柿、益田、渡部、岩永　各委員
（事務局）齊藤、大橋、猪砂、高野、瓜生

４．議事次第　資料Ｎｏ．

１）会長挨拶

２）委員長挨拶及び委員自己紹介

①〈平成30年度～31年度〉委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｎｏ．１

３）委嘱状交付及び副委員長選出

①（参考）委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添冊子

４）平成30年度「技術関連」事業計画について

①技術関連事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｎｏ．２

〈補足資料〉

・「鉄骨技術研究開発助成制度」関連・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｎｏ．３
・「鋼材の識別表示標準」関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｎｏ．４
・「仮設関連の工事原価試算」（見積・積算マニュアル抜粋）・・・・・・Ｎｏ．５
・「鉄骨製作工場の基準マニュアル集　改訂勉強会」実施状況・・・・・Ｎｏ．６
・「鉄骨製作工場の基準マニュアル集」改訂履歴・・・・・・・・・・・Ｎｏ．７
・ＮＤＩ－ＵＴ（レベル１）資格取得支援講習会　開催状況・・・・・・Ｎｏ．８
・高規格材（550N級）鉄骨製作支援制度・・・・・・・・・・・・・・・Ｎｏ．９
・鉄骨技術者教育センター設立状況・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｎｏ．10
・「鉄工技能士」の特記仕様について（見解）・・・・・・・・・・・・Ｎｏ．11

５）重点課題と進め方について

①実施体制について（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添
②会議スケジュール（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添

６）その他

①次回開催について

５．議事要旨

１）会長挨拶

開催に先立ち、米森会長より挨拶が行われた。

「先日の理事会・総会にて、会長職を再任することになった。今回の三役や委員長選任にあたっては若返りを図った。委員の皆様には、２年間の技術委員会活動にご協力をお願いする。」

2）委員長挨拶及び委員自己紹介（資料 No. 1）

①神崎委員長挨拶

「昨年度までの 4 年間、運営委員会副委員長を務めてきた。技術事業関連は詳しく把握はしていないが委員のご協力を得ながら進めていきたい。2 年間宜しくお願いする。」

②委員自己紹介

各委員及び事務局より自己紹介が行われた。

3）委嘱状交付及び副委員長選出

副委員長の選出について、神崎委員長より、委員長が指名することの了承を得て、齋藤委員（東北）、稲垣委員（中部）の両氏が選出された。

なお、委員会規定（別紙）に基づき、委員会の所管事項、運営方法等を確認した。

4）平成 30 年度「技術関連」事業計画について

事務局より、今年度の事業計画について資料 No. 2 に基づき説明した。

また、主たる事業について、補足資料に基づき詳細説明し、事業内容の理解を深めた。

各事業に対する主な質疑は次に示す。（→は事務局回答）

①「鉄骨技術研究開発助成制度」関連（資料 No. 3）

・成果物を全構成員が利用（無料）できてしまうのでは、申請者に助成を受けるメリットがない。

→まだ成果物の実例はないが、利用料の有無（有の場合、会員・非会員の料金差）等については、今後の検討課題と考える。

・募集期間の周知が不足している。

→会報や鋼構造ジャーナル等への掲載を考える。

②「鋼材の識別表示標準」関連（資料 No. 4）

・大手Ｆａｂは切り替えが難しいのは理解する。いずれ浸透し、定着するだろう。

③「仮設関連の工事原価試算」（見積・積算マニュアル抜粋）（資料 No. 5）

・大手Ｆａｂ（H上位）は活用するかもしれないが、大半のＦａｂは活用する環境下にない。

・改訂ありきで進めなければならないのか。

→理事会決定事項なので、活用されるために改訂する方向で検討願いたい。方向転換する場合は理事会の承認が必要になる。

・作られた平成 10 年当時の考え方、方針が分からない。

→わかる範囲で調べておく。

④「鉄骨製作工場の基準マニュアル集　改訂勉強会」実施状況（資料 No. 6）

・JASS 6 改定事項の「用語の改訂」で、「下塗り用塗装」は「下塗り用塗料」の誤り。

→正誤表に追加して、会員に周知する。

・性能評価基準改正（板厚の拡大など）の対応はどうか。

→旧技術委員に報告しながら、改正内容を反映した基準マニュアル改訂版データ

（該当箇所のみ）を各県組合にメール配信した。構成員への周知方法は、各県組合の判断に委ねた。

⑤鉄骨技術者教育センター設立状況（資料 No.10）

・検査２資格が新組織に移行すると、日本鋼構造協会内の建築鉄骨品質管理機構は解散するのか。

→２資格以外の資格がある。解散はしない。

⑥「鉄工技能士」の特記仕様について（見解）（資料 No.11）

・行政の対応状況には地域差やバラツキがある。官公庁への周知を徹底してほしい。

→他に有効な手立てがない。繰り返し個別対応でお願いしたい。

5）重点課題と進め方について

事務局より、別添配布資料に基づき提案し、検討した結果、次の通りとなった。

①ＷＧの設置について

前例に倣い、テーマごとに少人数で検討し、適宜全体会議でオーソライズする進め方を踏襲する。

②ＷＧメンバーの選任について

２ＷＧを設置し、副委員長リーダーのもと、委員がいずれかのＷＧを担当することになった。

・教材確認ＷＧ（仮設金物類の原価算出資料の見直し）

ＧＬ：齋藤副委員長

委員：安田、上垣、益田、渡部　各委員

・マニュアルＷＧ（学会ＵＴ規準の改正内容を反映した基準マニュアル集の作成）

ＧＬ：稲垣副委員長

委員：栗原、平田、岩永　各委員

・図面対応ＷＧ（図面に関わるスキルアップ施策の検討）

諮問された時点で編成する。

6）その他

①次回開催を次の通り設定した。開催案内は後日事務局よりメール送信する。

・教材確認ＷＧ　；７月 31 日（火）14：00～

・マニュアルＷＧ：10 月　３日（水）14：00～

・技術委員会　　：10 月 31 日（水）14：00～

以上

※会議終了後、同日開催の運営委員会と合同で懇親会を行った。

平成30年6月15日

「技術委員会 推進事項」の実施体制について

技術委員会

委員長	理事	神崎 隆一
副委員長	東北支部	齋藤 靖
〃	中部支部	稲垣 法信
委員	北海道支部	安田 敦
〃	関東支部	栗原 宏
〃	北陸支部	平田 正悟
〃	近畿支部	上柿 範兼
〃	中国支部	益田 和男
〃	四国支部	渡部 勝利
〃	九州支部	岩永 洋尚

〈 平成30年度 技術委員会 推進事項 〉

1） 基準マニュアル集のフォローアップ
2） 協会作成図書等の内容確認及び再教育の検討
3） 図面に関わるスキルアップ施策の検討 （未定）
4） 鋼材識別表示の統一化推進
5） 資格者の養成
（管理技術者･検査技術者･NDI資格取得支援）

WGで素案を作成

マニュアルWG

GL	稲垣 法信
委員	栗原 宏
〃	平田 正悟
〃	岩永 洋尚
アドバイザー	

1） 基準マニュアル集のフォローアップ
- 「基準マニュアル集」改訂版に対する意見の対応
- 学会UT規準改正（2018年末予定）の反映

教材確認WG

GL	齋藤 靖
委員	安田 敦
〃	上柿 範兼
〃	益田 和男
〃	渡部 勝利
アドバイザー	

2） 協会作成図書等の内容確認及び再教育の検討
- 仮設金物類の原価算出資料の再編集
- 「鉄骨作業の安全マニュアル」などの内容チェック
- 研修会の企画

未定

図面対応WG

GL	
委員	
〃	
アドバイザー	
〃	

3） 図面に関わるスキルアップ施策の検討
- 工作図作成マニュアルの作成
- 客先対応ノウハウの整理
- ディテール標準化の研究
- 研修会の企画

その他の事項

構成員登録･取消社数累計表

登録･取消承認日	全構協受付締切日	登録社数	取消社数	合計社数
平成30年3月31日現在 (平成29年度増減数)		56	27	2,201
		( )内数字は3月31日に繰入		
平成30年5月22日 第1回理事会	3月31日	(0)	(7)	2,201
平成30年6月8日 第2回理事会	6月1日	13	3	2,211
平成30年6月8日 第3回理事会	—	—	—	—
平成30年7月12日 第4回理事会	7月5日	4	3	2,212
累　計		17	6	2,212

≪グレード別内訳≫

S：5　　H：247　　M：828　　R：608　　J：52　　未：472　　合計：2,212

登録構成員増減及び取消理由別社数一覧表

平成30年7月5日現在

区分	登録・取消 承認	増	減						増減差	増減後 構成員数
		登録社数	取消社数							
			倒産	転・廃業	縮小	工場閉鎖	休業	その他	合計		
平成10年度合計		67	21	48	26	11	11	94	211	-144	3,959
平成11年度合計		46	63	76	32	18	4	86	279	-233	3,726
平成12年度合計		22	48	52	31	11	5	83	230	-208	3,518
平成13年度合計		22	48	59	37	10	8	117	279	-257	3,261
平成14年度合計		40	67	37	45	21	4	110	284	-244	3,017
平成15年度合計		33	38	28	38	4	9	84	201	-168	2,849
平成16年度合計		65	13	22	18	2	1	45	101	-36	2,813
平成17年度合計		35	15	16	14	2	3	28	78	-43	2,770
平成18年度合計		49	8	15	19	6	3	29	80	-31	2,739
平成19年度合計		51	13	19	20	6	1	20	79	-28	2,711
平成20年度合計		49	17	17	29	0	4	41	108	-59	2,652
平成21年度合計		37	11	47	34	3	6	50	151	-114	2,538
平成22年度合計		23	31	39	33	4	7	52	166	-143	2,395
平成23年度合計		14	13	45	20	3	3	65	149	-135	2,260
平成24年度合計		20	9	15	19	2	0	35	80	-60	2,200
平成25年度合計		13	5	5	13	2	2	15	42	-29	2,171
平成26年度合計		26	2	6	10	0	0	21	39	-13	2,158
平成27年度合計		36	0	5	9	0	0	11	25	11	2,169
平成28年度合計		36	1	6	9	1	0	16	33	3	2,172
平成29年度合計		56	0	9	7	0	0	11	27	29	2,201
平成30年度	第2回 (6月1日)	13	1	0	0	0	0	2	3	10	2,211
	第3回 (－)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	第4回 (7月5日)	4	1	0	0	0	0	2	3	1	2,212
	第5回 (月日)										
	第6回 (月日)										
	第7回 (月日)										
	第8回 (月日)										
	第9回 (月日)										
	年度末処理										
	30年度計	17	2	0	0	0	0	4	6	11	2,212
累計		962	499	646	509	124	78	1,115	2,971	-2,009	2,212

1. 転・廃業内訳

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
転業 1社	転業 3社	転業 0社	転業 0社	転業 0社
廃業 5社	廃業 2社	廃業 6社	廃業 9社	廃業 0社

2. グレード別取消内訳

	S	H	M	R	J	未	合計
平成26年度	0	2	6	8	0	23	39
平成27年度	1	1	3	6	0	14	25
平成28年度	0	2	1	8	0	22	33
平成29年度	0	1	4	4	1	17	27
平成30年度	0	1	0	2	0	3	6

構成員登録社数･増減一覧表

（30. 6. 2～30. 7. 5）

支部名	都道府県名	前回	増	減	差	今回
北海道	北海道	73			0	73
東北	青森	39			0	39
	岩手	31			0	31
	宮城	41			0	41
	秋田	23			0	23
	山形	25			0	25
	福島	63			0	63
関東	茨城	61			0	61
	栃木	50			0	50
	群馬	65			0	65
	埼玉	53			0	53
	千葉	56			0	56
	東京	49		1	-1	48
	神奈川	38			0	38
	新潟	90	1		1	91
	山梨	31			0	31
	長野	66			0	66
北陸	富山	39			0	39
	石川	32			0	32
	福井	38			0	38
中部	岐阜	71			0	71
	静岡	95			0	95
	愛知	145			0	145
	三重	63			0	63
近畿	滋賀	32			0	32
	京都	49	1		1	50
	大阪	115			0	115
	兵庫	73	1		1	74
	奈良	39			0	39
	和歌山	38			0	38
中国	鳥取	15		1	-1	14
	島根	24			0	24
	岡山	34	1		1	35
	広島	74		1	-1	73
	山口	41			0	41
四国	徳島	26			0	26
	香川	47			0	47
	愛媛	40			0	40
	高知	22			0	22
九州	福岡	52			0	52
	佐賀	24			0	24
	長崎	19			0	19
	熊本	23			0	23
	大分	20			0	20
	宮崎	23			0	23
	鹿児島	31			0	31
	沖縄	13			0	13
合計		2,211	4	3	1	2,212

構成員登録申請企業一覧表

平成30年7月5日現在
平成30年7月12日決定

（　　4社）

	都道府県名	受付年月日	構成員登録企業名	代表者名	〒	所在地	年間加工能力	従業員数	グレード	登録番号
1	新潟県	H30.6.13	齋藤建築株式会社	齋藤　慎平	959-0112	新潟県燕市熊森1503	50 t	11 人	未	15-297
2	京都府	H30.6.4	株式会社醍醐工業	谷口　辰夫	613-0023	京都府久世郡久御山町野村村東200-1	100 t	20 人	未	26-156
3	兵庫県	H30.6.7	株式会社東鉄工所	東　剛	675-0103	兵庫県加古川市平岡町高畑590-8	210 t	4 人	未	28-203
4	岡山県	H30.6.27	株式会社共信	尾高　信宏	706-0014	岡山県玉野市玉原3-3-6	1,200 t	5 人	未	33-121
							t	人		
							t	人		
							t	人	

構成員登録取消企業一覧表

平成30年7月5日現在
平成30年7月12日決定

（　　3 社）

	都道府県名	加入年月日	構成員登録No.	受付年月日	構成員登録取消企業名	代表者名	取消理由	クレード	取消承認年月日
1	東京都	H4.4.27	13-143	H30.6.7	林鐵工株式会社	林　嘉助	後継者不在の為	R	H30.7.12
2	鳥取県	H9.1.17	31-048	H30.6.6	有限会社河下鉄工所	竹安　利行	破産手続きの為	R	〃
3	広島県	S55.5.31	34-011	H30.6.11	有限会社川村鐵工所	川村　敬忠	後継者不在・高齢の為	未	〃

建築着工面積と鉄骨推定所要量推移

（国土交通省建築着工統計速報による）

平成30年7月2日作成

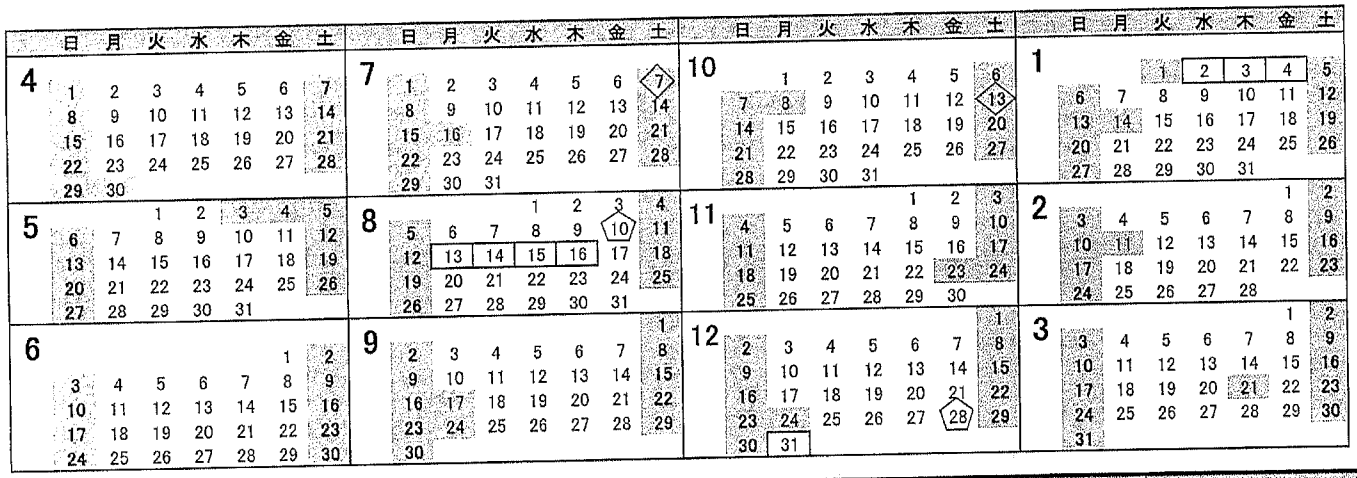
年度	月	全建築物		鉄骨造		鉄骨鉄筋造		鉄骨推定重量計	
		面積	前年同期比	面積	前年同期比	面積	前年同期比	トン数	前年同期比
平成10年度計		193,353	87.7	69,856	84.2	15,778	80.6	7,774,450	83.8
平成11年度計		197,017	101.9	68,108	97.5	17,361	110.0	7,678,750	98.8
平成12年度計		194,481	98.7	70,808	104.0	15,305	88.2	7,846,050	102.2
平成13年度計		178,903	91.9	63,529	89.7	13,056	85.3	7,006,500	89.2
平成14年度計		171,031	95.6	61,468	96.8	10,958	83.9	6,694,700	95.5
平成15年度計		176,531	103.2	64,378	104.7	9,402	85.8	6,907,900	103.2
平成16年度計		182,774	103.5	69,927	108.6	6,834	72.7	7,334,400	106.2
平成17年度計		185,648	101.6	69,338	99.2	5,468	80.0	7,207,200	98.3
平成18年度計		187,611	101.1	70,187	101.2	6,317	115.5	7,334,550	101.8
平成19年度計		157,219	83.8	61,466	87.6	5,443	86.2	6,418,750	87.5
平成20年度計		151,394	96.3	56,639	92.1	4,604	84.6	5,894,100	91.8
平成21年度計		113,196	74.8	37,589	66.4	2,937	63.8	3,905,750	66.3
平成22年度計		122,281	108.0	40,478	107.7	2,731	93.0	4,184,350	107.1
平成23年度計		127,294	104.1	41,792	103.2	2,610	95.6	4,309,700	103.0
平成24年度計		135,452	106.4	46,257	110.7	2,677	102.6	4,759,550	110.4
平成25年度計		148,461	109.6	52,350	113.2	3,466	129.5	5,408,300	113.6
平成26年度計		130,791	88.1	48,554	92.7	3,019	87.1	5,006,350	92.6
平成27年度計		129,605	99.1	48,304	99.5	2,909	96.4	4,975,850	99.4
平成28年度計		134,236	103.6	49,957	103.4	2,171	74.6	5,104,250	102.6
平成29年度	4月	11,874	109.5	4,352	122.3	194	93.3	444,900	121.5
	5月	11,219	93.4	4,356	93.2	176	44.3	444,400	91.2
	6月	12,357	102.6	4,795	105.2	188	98.4	488,900	105.1
	7月	11,571	104.5	4,341	111.0	216	248.3	444,900	112.5
	8月	11,473	96.6	4,595	92.8	196	408.3	469,300	94.3
	9月	11,651	99.0	4,409	100.2	176	97.8	449,700	100.2
	10月	11,600	101.9	4,103	102.1	246	215.8	422,600	103.7
	11月	11,591	102.3	4,527	109.0	258	396.9	465,600	111.2
	12月	10,151	94.6	3,652	89.6	127	73.0	371,550	89.3
	1月	9,468	85.5	3,960	92.8	118	92.2	401,900	92.8
	2月	10,083	97.5	3,695	92.4	681	144.9	403,550	95.3
	3月	9,990	102.1	3,916	115.4	212	194.5	402,200	116.7
年度計		133,028	99.1	50,701	101.5	2,788	128.4	5,209,500	102.1
平成30年度	4月	11,733	98.8	4,323	99.3	133	68.6	438,950	98.7
	5月	10,912	97.3	4,275	98.1	164	93.2	435,700	98.0
	6月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	7月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	8月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	9月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	10月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	11月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	12月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	1月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	2月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	3月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
年度計		22,645	98.1	8,598	98.7	297	80.3	874,650	98.4

（単位）面積　1,000㎡
前年同期比　%

（注）鉄骨推定所要量
鉄骨造　㎡×100kg
鉄骨鉄筋造　㎡×50kg

平成30年度主要会議日程表

H30.6.12 現在



開催年月日					時間	三役会	理事会	総会	全国理事長会 事務局長会議	委員会	その他	備考
平成 30 年	4	月	4	日 水	11:00 ～ 17:00	11:00			15:00 ※		17:00 懇親会	※事務局長会議(金沢)
	4	月	6	日 金	15:00 ～ 19:00						17:00 懇親会	
	5	月	9	日 水	14:00 ～ 17:00	14:00					17:00 懇親会	※総会招集決議
	5	月	22	日 火	10:30 ～ 17:00	10:30	14:00 ※				17:00 懇親会	14:00全鉄評株主総会
	6	月	8	日 金	10:00 ～ 18:30	10:00	11:30	15:00				
	6	月	15	日 金	14:00 ～ 17:00					14:00 運営/技術		
	7	月	4	日 水	12:00 ～ 19:30	12:00					16:00 三役・青年部会長等懇談	
	7	月	12	日 木	10:30 ～ 17:00	10:30	14:00				17:00 懇親会	新理事会初回
	7	月	13	日 金	9:30 ～ 12:00					9:30 特別		
	8	月	29	日 水	14:00 ～ 17:00	14:00						
	8	月	30	日 木	11:30 ～ 15:00						11:30 鉄骨審議会	
	9	月	11	日 火	14:00 ～ 17:00	14:00						
	9	月	20	日 木	10:00 ～ 17:00	10:00	12:00				15:00 賛助会員懇談会	
	9	月	21	日 金	9:30 ～ 12:00					9:30 特別	13:00 青年部会各県会長意見交換会	
	10	月	10	日 水	14:00 ～ 17:00	14:00						
	11	月	7	日 水	14:00 ～ 17:00	14:00						*
	11	月	15	日 木	10:30 ～ 19:00	10:30	14:00				17:30 懇親会	
	11	月	16	日 金	9:30 ～ 12:00					9:30 特別		
	12	月	14	日 金	14:00 ～ 19:30	14:00					18:00 事務局職員との懇親会	
平成 31 年	1	月	18	日 金	9:30 ～ 18:00	9:30	12:00		15:00 ※		16:30 賀詞交歓会	※全国理事長会
	2	月	13	日 水	14:00 ～ 17:00	14:00						
	2	月	21	日 木	10:30 ～ 17:00	10:30	14:00					
	2	月	22	日 金	9:30 ～ 12:00					9:30 特別		
	3	月	12	日 火	14:00 ～ 17:00	14:00						
	3	月	20	日 水	10:30 ～ 17:00	10:30	14:00					

関連団体

【青年部会】
総会・全国大会： 平成30年4月21日(土) 広島
総会・全国大会： 平成31年4月20日(土) 名古屋 *

その他

平成31年度予定

平成31年4月5日(金)	三役会(12:00) 全国事務局長会議(15:00) 懇親会(16:30)
平成31年5月10日(金)	三役会(14:00)
平成31年5月21日(火)	三役会(10:30) 理事会(14:00)
平成31年6月7日(金)	三役会(9:00) 理事会(11:30) 総会(15:00) 懇親会(17:00)
	参考:全鉄評株主総会(14:00)

＊ ＝ 変更箇所

北海道支部(鉄骨部会)状況報告書
(平成30年6月)

作成日　平成30年7月5日

(A)

支部名	①鉄骨部会各支部の活動状況	②鉄骨部会活動状況
道央	・6/4 三役会、役員会	6/13　JASS6 改定勉強会 (帯広、北見、釧路3支部合同)
函館		
室苫小樽	・支部三役会	
旭川	・担当者会議(第2月曜日)	
北見	・6/13　道東3地区合同会議(釧路開催)	
帯広	・6/13　道東3地区合同会議(釧路開催)	
釧路	・6/13　道東3地区合同会議(釧路開催)	

(B)

支部名	①　手持ち工事量(ケ月)			②稼働率(%)	③　見積物件数			④ 受注価格(千円)建方込・別		
	H	M	R・未		多い	同じ	少ない	S造(込)	コラム(込)	SRC(別)
道央	5～9	3～7	1～3	90～110	4	20	6	220～308	220～380	220～320
函館	3	4	2～3	90～100	2	6	0	240～300	240～300	
室苫小樽	2～4	1～4	1～4	100～110	3	8	0	200～340	220～340	
旭川	7～8	5～6		120	0	0	7	250～260	250～270	
北見		4以上		110	0	3	0	250～340	250～340	
帯広	3～5	2～5	2～3	100～120	1	8	0	230～320	230～320	345～380
釧路	8	3～5	12	90～100	1	4	0	250～330	250～360	

(C)

支部名	① 今後の景気動向と見通しについて	② 業界に提案
道央	・各社の山積状況：Hグレードは年内から来春まで山積みが高い。Mグレードも概ね年内は山積みが高い。各社とも山積調整に苦慮している。RJ未グレードは良好のところが多い。 ・図面の決まりが悪いことや、鋼材の納期遅延・価格の値上げに苦慮している。 ・共同積算：1-6月　75,765ｔ、平年比 101%、前年比 96%	
函館	・各会員共、先月と変わらず工場稼働率は高く、山積みは多いところで10月位まで。平均すると9月位まで。 ・見積り件数は例年並みに出ており、価格については大きく変わりなし。	
室苫小樽	・自社で製作が対応出来ず、他支部の工場に外注するケースが出てきている。 ・相変わらず図面承認の遅延があり、製作工程に影響が出ている。	
旭川	・年内はほぼいっぱいの状態で、来年の話も出てきている。	
北見	・各現場の着工時期が重なり山積み状態。相変わらず設計の遅れも工程に影響を与えている。 ・来年度送りの物件が出始めている。	
帯広	・図面決定の遅延、業者不足は慢性的な状況。	
釧路	・農業物件が遅れていたが、ようやく出始めてきた。	

＜東　北＞支部　平成30年6月期状況報告

提出日　平成30年7月2日

(A)

①　全構協推進事業の現況		②　支部の活動状況
県　名	現　況　要　旨	活　動　要　旨
青森県	◇6/26　積算業務担当者会議 ◇6/29　工場審査（1社）	◇6/4～5 建築鉄骨超音波検査技術者学科講習会（仙台） ◇6/12 東北積算業務委員会（仙台） ◇6/14 東北鉄構連役員会・総会・全構協三役との意見交換会(仙台) ◇6/25～26 建築鉄骨製品検査技術者学科講習会（仙台）
岩手県	◇6/7　性能評価傾向と対策説明会 ◇6/13　県南支部会 ◇6/20　盛岡支部会・総会 ◇6/22　JASS6改訂に伴う基準マニュアル研修会 ◇6/27　青年部役員会	
宮城県	◇6/6　青年部会総会・懇親会 ◇6/27　営業担当者会議	
秋田県	◇6/5、19、25　技術品質サポート(2社) ◇6/21　営業担当者会議、JASS6・基準マニュアル改定講習会	
山形県	◇6/6　営業実務者会議 ◇6/9～10　構造物鉄工2級実技試験対策講習会 ◇6/13　青年部役員会 ◇6/15　超音波探傷技術研究会 探傷器点検・総会 ◇6/22「鉄骨製作工場の基準マニュアル集(改訂版)」の勉強会 ◇6/23～24　構造物鉄工1級実技試験対策講習会	
福島県	◇6/1　青年部総会 ◇6/19　事業承継セミナー及び営業責任者会議 ◇6/15,27　技術・品質サポート（2社） ◇6/29　工場審査（1社）	

(B)

①手持工事量		②稼働率	③見積件数			④受注価格（単位：千円、SRCは建方別） ⑤工場加工費（図面、原寸、塗装含みの工場オントラックまで）		
県　名	手持工事量	稼働率	多い	普通	少ない	S　造	SRC	コラム
青森県	1～8ヶ月	60～150%			○	200～240 60～100		180～240 60～80
岩手県	1～11ヶ月	70～100%			○	170～240 60～120		170～240 60～120
宮城県	1～7ヶ月	90～110%		○		200～250 55～70		200～250 45～100
秋田県	2～6ヶ月	90～130%		○		～ 65～75		220～220 65～70
山形県	1～5ヶ月	90～100%		○		200～240 65～110		200～240 65～110
福島県	1～6ヶ月	80～120%		○		210～250 60～105		210～280 60～110

(C)

①今後の景気動向と見通しについて		②業界対策（意見～提案）	
県　名	見　通　し	県　名	意見～提案
青森県	工場稼働率、手持工事量ともに、例月同様、高水準を維持。見積依頼物件数は若干の減少。価格についても大きな変化はないが、材料納期や工期の管理に注意が必要。	青森県	
岩手県	改善傾向であった見積物件数は半減。受注価格・加工費は横ばいながら弱含み。入手難となる鋼種が増えており、組合員の横の連携と情報の共有を強化するよう呼び掛けている。	岩手県	
宮城県	手持工事量・稼働率に大きな変化は見られない。全体的に鋼材の入手状況が悪く、納期とともに不安材料である。	宮城県	
秋田県	手持ち工事量、稼働率に大きな変動はない。材料入手難により安易に受注できない状況もあり、先行き不安である。	秋田県	
山形県	全体的に前月期とほとんど変わらないようだが、先行き不透明である。	山形県	
福島県	今月も高稼働率を維持。受注価格、加工費は横ばい。年内は山積みの状況だが、鋼材の入手困難な為先行き不透明。	福島県	

関東支部【状況報告書】

（平成３０年６月分）

提出日　平成３０年７月５日

（A）

都県名	①　各県組合の活動状況	②　支部の活動状況　（要旨）
東京	6日全国R・Jグレード役員会、12日全国M部会役員会、26日M会・理事会	１．支部　会議　開催状況
千葉	6/1建築士事務所協会総会、40周年記念会議6/5鐵球会6/8青年部定時総会、全構協総会6/12Mグレード部会6/14建産連総会6/15技術委員会6/21三役会支部長会・理事会6/28南部支部会	
神奈川	青年部定時総会が6月2日に開催され、新役員が決まった。	
茨城	2,3日ＵＴレベル１実技講習会、7日建産連総会、9,10日ＵＴレベル２講習会、16日東関東非破壊検査研究会総会、18日大岡杯ゴルフ、22日第２回理事会、28日建設関連団体交流会総会、その他サポート工場審査4社	
埼玉	４日埼玉県合同企業面接会出展、６日総務委員会、１３日理事会、２１日青年部会役員会	
栃木	6/6賛助会総会、6/14 定例理事会、6/22 青年部役員会、 6/20～22・25・28・29 性能評価サポート（７社）、6/27 性能評価審査（１社）	
群馬	6/2青年部総会　6/11総務委員会開催　6/29正副理事長会議開催 6/12～6/21性能評価サポート実施（5社）	２．会議予定
長野	6/1・2：現図講習会、6/5中南信技術委員会、6/8：青年部通常総会、6/9・10:構造物鉄工1級実技講習会、6/14・15・16：とび1・2級共実技講習会、6/16・17：構造物鉄工2級実技講習会、6/23・24：ＵＴ実技講習会、6/27：性能評価研修会、6/28：運営委員会	
山梨	＜会議等＞7日:理事会　9日:青年部総会　20日:溶接安全委員会　25日:青年部会　26日:経営近代化委員会　27日:教育技術委員会　＜教育等＞新入社員教育4～8日:ＣＡＤ実習　19～22日:研削砥石、粉じん、有機溶剤、クレーン　ガス溶接技能講習(一般・航空高校)14～15日　＜その他＞2日:山梨県溶接競技大会実施　11日:30°開先検討委員会　16日:溶接技能者評価試験　20日:安全点検パトロール(9社)	
新潟	6/03～04 ＮＤＩ 直前実技講習会(15名参加)、6/05 新潟建専連 総会 6/08 全鉄評、全構協 総会、6/12 新潟建産連 総会、6/13 第1回総務委員会 6/15 第1回経近委員会、6/19 第2回技術委員会、6/21 第2回理事会 6/22～23 鉄骨製品検査学科講習会(25名参加)	

（B）

都県名	①　手持工事量　（ヶ月）			② 稼働率%	③ 見積物件数（Mグレード）			④　受注価格（位：千円）　建方込・別		
	Rグレード	Mグレード	Hグレード		多い	普通	少ない	Ｓ造（込）	コラム（込）	ＳＲＣ（別）
東京	2～4	2～3	8～14	90～100		○		115～130	115～130	
千葉	－	4～6	10.0	90～100		○		110～120	105～130	130
神奈川	3.6	3.8	10.0	68～96		○		93～125	88～150	140～158
茨城	1～2	3～5	6～9	80～120	○			90～120	95～130	120～140
埼玉	2.9	4.7	7.3	88.1～94.0		○		118～121	118～123	
栃木	3～5	3～7	6～12	90～120		○		100～125	100～135	
群馬	2～4	3～7	7～12	80～110		○		100～130	108～145	
長野	2	2～8	6～10	50～125		○		90～120	100～135	
山梨	2～3	2～9	10～14	80～100			○	85～130	85～135	120～130
新潟	3	5	10	95～105		○		105～120	115～120	

（C）

都県名	①　景気の見通し・業界対策に関する意見・提案
東京	関東支部運営委員会は３年前から実質鉄骨生産高調査を行っているが、業界を束ねる全構協が基礎的データーである正確な生産高を把握していないのはおかしい。
千葉	5月以降から大型物件が増えて仕事量が増加。それに伴い単価も上がっている。しばらく続くのではないか。
神奈川	夏にかけて稼働が落ち気味になっている。
茨城	中小物件が４，５，６と薄かった。
埼玉	４日の合同企業面接会では企業１３８社の出展があり、あらゆる業種が網羅されていた。そのうち建設業は約1割で総じて来場者数が他の業種より少なかった。
栃木	・溶接工、鳶、輸送車両の不足。　・単価のバラツキが出てきている。　・仕事量が夏～秋にかけてピーク状況
群馬	相変わらず工程ずれに悩まされている。図面の遅れが深刻となり、山積み調整に苦慮している。
長野	手持ち量は先4ヶ月以上抱えているようである。単価はあまり変化なし。関東の物件が主である。 組合の共済事業の推進に力をいれている。
山梨	鋼材価格が高値で推移
新潟	６月に入って共同積算件数は増加したが、発注までには至らず、依然として、地元物件の動きは鈍い。 稼動状況は上位グレードを中心に、全体として安定した状況で推移している。

《 北陸 》支部 状況報告

(平成 30 年 6 月分)

提出日 : 平成 30 年 7 月 4 日

(A)

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
県 名	活 動 要 旨	活 動 要 旨
富山県	6/7 忠政会・ゴルフ大会 6/7 富山県中小企業団体中央会・情報連絡員会議 6/12 富山県建設産業団体連合会・通常総会 6/14 忠考会 6/15 前期工場審査(R1社) 6/15 青年部会・第2回役員会 6/22 富山県中小企業団体職員互助会 6/25 とやま住まいとまちづくり推進懇話会・総会	6/8 全構協・第2回理事会(東京) 6/8 全構協・第51回通常総会(東京) 6/8 全鉄評・第11回定時株主総会(東京) 6/15 全構協運営委員会(東京) 6/15 全構協技術委員会(東京)
石川県	6/ 1 第2回青年部役員会、青年部通常総会 6/11 青年中央会通常総会、交流会 6/12 第3回三役会、第3回理事会 6/20 技術サポート制度実施 6/21 建設産業連合会理事会、通常総会 6/27 建設業雇用対策特別委員会	
福井県	6/5 県建築工業会交流会 6/13 青年部会例会 6/15 県中小企業団体青年中央会正副会長会議 6/19 定例三役会、定例役員会 6/20 認定部会役員会、例会 6/20 県中小企業団体青年中央会セミナー 6/22 県鉄工業協同組合連合会通常総会 6/30 全青会北陸BC通常総会	

(B)

※ ④富山県は、本体の加工費のみ・オントラ渡しとする

県 名	①手持工事量 (ヶ月)	②稼働率 (%)	③見積物件数			④受注価格(単位:千円)建方:含む		
			多い	普通	少ない	S 造	SRC造	コラム
富山県	3～ 10	90 ～ 110	○			～	～	70 ～ 120
石川県	3 ～ 10	80 ～ 100		○		190 ～ 250	～	200 ～ 250
福井県	4 ～ 11	80 ～ 120		○		180 ～ 260	～	190 ～ 260

(C)

①今後の景気動向と見通しについて ②業界対策	
県 名	見通し・意見・提案
富山県	全グレードとも忙しい状態が続いている。地場物件も引き合いは多数あり、大型化している。ファブが見つからず、浮いている物件もある。 材料の入荷待ちが目立ち始めた。(鋼材の種類によるが)
石川県	引き続き全グレードで繁忙状態が続いている。受注価格は維持されている様子。繁忙状態の今こそ、受注価格の値上げ交渉をするチャンスでは。 人手不足・人材確保のため、外国人研修生等の受入れを始めた企業も出てきた。女性社員の検査技術者へ登用も一手段では。
福井県	各グレードとも引き続き繁忙状態である。殆どが今秋迄の山積みを抱えており、最長で来秋までの所もある。材料の入荷もほぼ順調なため工場内の稼働状況は比較的良好である。しかし、現在は山が高い故に受注を回避する傾向もある中、その反動が今後の受注、値交にどう影響するか考えて慎重に行動することも必要であると思われる。ファブ同士の横の情報交換を密にすることで仕事のやりくりをおこなって、施主・GCの要求に的確に応えられるよう活動すべき時期であると考えられる。

＜中部＞支部 状況報告

（平成 30 年 6 月分）

提出日 平成 30 年 7 月 4 日

(A)

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	中部支部活動・行事等
愛知県	2 日（土） 青年部:総会 6 日（水） 基準マニュアル勉強会 11 日（月） 中央会:金融委員会 出席 12 日（火） 理事会 14 日（木） 建築士事務所協会:臨時理事会 出席 20 日（水） 中小企業組合士会:総会 出席 27 日（水） 組合総合大学講座 性能評価工場審査 1件	8 日（金） 全構協:理事会・総会 出席 全鉄評:株主総会 出席 15 日（金） 全構協:技術・運営委員会 出席 21 日（木） 22 日（金） } 建築鉄骨製品・超音波検査技術者 学科講習会
静岡県	27 日（水） 三役会	
三重県	9 日（土） 青年部総会 22 日（金） JASS6・基準マニュアル改訂講習会 28 日（木） 京都府組合との交流会打合せ 性能評価サポート1回目 4件	
岐阜県	13 日（水） 西濃支部会 14 日（木） 中濃支部会 22 日（金） 飛騨支部会	

(B)

①手持工事量（ヶ月）		②稼働率（%）	③見積物件数			④受注価格（単位:千円） ＜ 建方 ＝ 含む ＞		
都道府県	手持工事量	稼働率（%）	多い	普通	少ない	S 造	コラム造	SRC造
愛知県	1 ～ 15	70 ～ 120		○		180 ～ 240	200 ～ 260	—
静岡県	2 ～ 12	80 ～ 100		○		190 ～ 260	185 ～ 280	—
三重県	3 ～ 13	90 ～ 100		○		190 ～ 210	200 ～ 230	—
岐阜県	1 ～ 7	50 ～ 120	○	○		180 ～ 210	190 ～ 220	—

(C)

①今後の景気動向と見通しについて		②業界対策（意見～提案）
都道府県	見 通 し	意 見 ～ 提 案
愛知県	・グレードを問わず仕事量は潤沢の様子である。 ・繁忙を残業体制で凌いでいる様子である。	・工程や材料の遅延によるリスク管理に不安を抱く構成員も散見される。
静岡県	鋼材の価格上昇と共に、工期の集中による影響からか、ロール等による入手状況にも問題が発生しており、施工図決定の遅れ問題も有り、どこまでその状況が続くのか不透明。	受注単価と材料単価のバランスを保てるように、できるだけ早くて正確な今後の動向に関する情報を掴むことが重要となってきている。組合メンバー同士が、その為に何が出来るか？共生が重要。
三重県	・中部地区の仕事量は多くなるのでは！ ・材料価格の上昇には注意が必要。	
岐阜県	・忙しくはあるが、残業するほどでもない。物量にもよるが、徐々に単価が取れるようになってきた。 ・各社非常に忙しい状況。 ・年内は忙しい状況が続きそう。 ・材料の動きが心配です。	

近畿支部状況報告

(A)　　(平成３０年６月分)　　提出日：平成３０年７月 ３日

府県名	① 全構協推進事業の現状 現況要旨	② 支部活動状況 活動要旨
滋賀県	・6/6 技術・品質サポート 1社　・6/13 認定工場部会	・6/8 全構協 第3回理事会 ・6/8 全構協 第51回通常総会 ・6/8 全鉄評 第11回定時株主総会 ・6/15 全構協 第1回運営委員会 ・6/12～13 製品検査学科講習会 ・6/14～15 超音波検査学科講習会
京都府	・6/8 鋼構造出版との打合せ　・6/8 ＲＪ会全国役員会 ・6/22 工場サポート 3社　・6/23 京都青年部会通常総会 ・6/28 三重県組合との意見交換会打合せ	
大阪府	・6/6 運営共済事業（委）　・6/14～16 UTレベル1学科講習会 ・6/20 理事会　・6/27 技術委員会　・6/28 北支部会 ・6/29 南支部会　・6/13、25、28、29 工場パトロール	
兵庫県	・6/6 運営委員会　・6/22 教育技術委員会 ・6/9 青年部総会　・6/27 青年部との意見交換会	
奈良県	・6/12 三役会	
和歌山県	・6/25 和歌山市長 S造化推進説明 ・6/28 和歌山県知事 S造化推進説明	

(B)

府県名	手持ち工事量（何ケ月分）	稼働率（%）	見積物件数			受注価格（単位：千円）建方＝含む・含まず		
			多い	普通	少ない	S造	SRC造	コラム
滋賀県	3～12	90～100		○		195～270	～	215～240
京都府	3～6	90～100		○		190～230	～	180～240
大阪府	3～5	80～100		○		170～220	190～240	180～230
兵庫県	3～5	90～100		○		175～220	190～240	180～230
奈良県	3～5	90～100	○			220～240	～	210～240
和歌山県	3～12	90～100		○		190～230	190～230	190～230

(C)

府県名	① 今後の景気動向と見通しについて	② 業界対策（意見～提案）
滋賀県	各ｸﾞﾚｰﾄﾞとも過密山積みは継続している。 鋼材価格の変動への対策、鋼材納期の管理は密にする必要がある。価格の維持・ベースアップに努める。	人材確保・継続の為の施策
京都府	全体的にH・Mｸﾞﾚｰﾄﾞは仕事量も多くあり、R・Jｸﾞﾚｰﾄﾞも途切れなく作業が出来ている状況である。各社ほぼ年内は仕事量確保しておりHファブは引合いも有るようだ。資材関係だけで無くトラック溶接工鳶工等も軒並み値上げ交渉である。ﾊｲﾃﾝｼｮﾝﾎﾞﾙﾄの納期も深刻な状況に成って来ている。値上り分を受注価格に転嫁出来るか正念場で有る。	繁忙期に備えて、人員不足や仕事量との兼ね合いをどう乗り切るか各社との意見交換をする。 図面決定の遅延で工程どおりに進まない応援し合える仲間作りが今一番大事。情報交換を密に。
大阪府	現在、仕事量は各社にそれぞれ確保している。見通しは明るい。問題は、受注してから当初の設計図より変更が重なり、製作納期に苦労している事である。	受注する前に仕事の範囲の工程をよく話し合い、決めておくことが必要。
兵庫県	各ｸﾞﾚｰﾄﾞとも手持ち仕事量は各社それぞれ確保している。特にHｸﾞﾚｰﾄﾞは一年先以降の引合いがあるようだ。鋼材単価、運搬費、外注費等の値上りを受注単価に上乗せできるかが課題。	・人材不足（特に溶接工） ・図面承認の遅延が慢性的になっている。
奈良県	今年は忙しくなりそうです。(例年以上) 今年から来年にかけての物件は多いです。物件数は多いが、指値が結構厳しい物件もある。物件の大型化している。小規模物件(50t 未満)が少ない耐震が終わって、見通しが良くない。	人材不足が問題ですので、今後外国人の入社を考えています。 良い流れを崩さぬように、安値受注は避けるべし。
和歌山県	H、Mｸﾞﾚｰﾄﾞは、年内確保。 来春の決まり具合は、鋼材の市況の高低にある。	溶接工、現場職人の確保。 法定福利費の計上。

中国支部・状況報告

（平成３０年６月分）

提出：平成３０年７月５日

（A）

① 各県活動状況			② 支部活動状況
県名	日時	現況要旨	活動要旨
鳥取県	２日	西部支部総会	４日　３０年度第２回　中国支部会（広島）
	７日	理事役員会	
	８日	全構協　第５１回通常総会（東京）	
		全鉄評　第１１回定期株主総会（東京）	
	１２日	東部鉄骨組合例会	
		工場審査サポート(1社)	
	２５，２６日	超音波探傷試験学科講習会	
島根県	１日	第２回 役員会	
		３０年度 通常総会	
	６日、７日	工場審査サポート（２社）	
	８日	全構協　第５１回通常総会（東京）	
		全鉄評　第１１回定期株主総会（東京）	
	１０日	３０年度 溶接技術競技会 県大会	
	１２日	青年部会 役員会（浜田）	
	２２日	「JASS6」改定に伴う勉強会（出雲）	
	２９日	工場審査サポート（２社）	
岡山県	８日	全構協　第５１回通常総会（東京）	
		全鉄評　第１１回定期株主総会（東京）	
広島県	８日	全構協　第５１回通常総会（東京）	
		全鉄評　第１１回定期株主総会（東京）	
	９，１０日	建築鉄骨製品検査技術者学科講習会	
	１１日	三役会・理事会	
	１３日	県中小企業団体中央会　通常総会	
	１８-２０日	超音場探傷レベル１学科講習会	
	２１日	建築学会中国支部鋼構造セミナー準備会議	
	２１-２３日	超音波探傷レベル２学科講習会	
	２９日	中国地方非破壊検査技術振興会　通常総会	
山口県	８日	全構協　第５１回通常総会（東京）	
		全鉄評　第１１回定期株主総会（東京）	
	１３日	第２回理事会	

（B）　（下記項目の内③は、該当項目に○を、④は、<>に、○をつける。）

① 手持工事量（ヶ月）		②稼働率（%）	③ 見積物件数			④ 受注単価（千円）<建方=含む>		
県名	手持工事量	稼働率	多い	普通	少ない	S　造	SRC造	コラム造
鳥取県	２～８ヶ月	９０～１１０%	○			１９５～２２０	—	２００～２５０
島根県	１～６ヶ月	７０～１００%	○			２００～２４０	—	２３５～２４５
岡山県	１～５ヶ月	９０～１００%			○	２１０～２３５	２６０～２８５	２１５～２３５
広島県	３～１４ヶ月	９０～１２０%	○			１９５～２４０	—	２００～２４０
山口県	３～４ヶ月	１００%	○			２６５	２８５	２６０

（C）

① 今後の景気動向と見通しについて		② 業界対策（意見・提案）
県名	景気動向と見通し	活動要旨
鳥取県	６月に入り公共・民間工事とも需要が出て動き始めている。 東部地区は誘致企業の物件もあって当面手一杯。 全体的にも年内は一杯。応援して貰えるファブも少ないので、納期と鋼材価格上昇を見越した金額の受注が必要。	
島根県	６月後半あたりから仕事量が増し忙しい状況で、引き合い物件も多く、受注過多で新規受注を断るファブもある。 鋼材に関しては、一服感があるものの今後供給面・価格面ともに厳しくなる模様。 仕事量が多く対応に苦慮するファブの現状を、元請等に理解してもらえるか大変危惧される。	
岡山県	首都圏の大きな需要をHｸﾞﾚｰﾄﾞだけでなく、一部のMｸﾞﾚｰﾄﾞも享受できる状況であり、仕事の総量的な心配はない。 但し、今年度の公共工事の発注はここ数年に比べて厳しく、地元の工事の底が見えてきており、先行きが微妙。 折角ここまで回復したので、何とか価格維持に努めたい。	
広島県	依然として高い稼働率が維持されており、回答企業の７０%が稼働率１００%かそれ以上と答えるなど、繁忙期突入と考えられる。焦点となる夏場の生産能力低下防止策について多くのファブの検討・模索が続く。 好況とはいえ、図面承認の遅れ等による工程のずれやコストアップへの対処に加え、鋼材の納期を精査した受注など課題は多い。また、今を受注単価アップの好機と見て足並みを揃えた取り組みを呼びかける声も出ている。	
山口県	鉄骨工事物件数及び仕事量は、若干減少傾向で推移。 先月に引続き、県外工事主体で忙しいS・Hグレードファブの仕事量は極端に多く、Mグレード以下のファブも３～４ケ月の手持ち工事量を確保している。 但し、図面の遅れ等で稼働率は低下気味。 工事価格も、鋼材価格の値上がりに応じた上昇傾向が続く。 現在は多少余裕のある工場も見受けられるが、７月以降は県内の全ファブが稼働率１００%以上になる見込み。	

（　四 国　）支部 状況報告

（平成30年6月分）

提出日　平成30年7月5日

(A)

①正会員活動状況		②支部活動状況
都道府県名	活 動 要 旨	活 動 要 旨
徳島	6/ 6 青年部総会 6/13 第3回情報交換会	1 四国支部事務局長会 日時:平成30年6月21日(木) 場所:ホテルアネシス瀬戸大橋 参加者:4名 2 四国支部会 日時:平成30年6月27日(水) 場所:グランフォーレ(四国中央市) 参加者:11名
香川	6/ 4 塗料検討会 6/13 当組合役員会 6/18 中央会打合せ 6/19 工場審査サポート 6/20 第2回理事長会議	
愛媛	6/ 2 青年部会総会 6/ 7 東予地区会 6/13 組合三役会	
高知	6/12 知事面談 ふるさと寄付 6/18 高知市長面談、公共建築課陳情 6/25 幡多支部会	

(B)

①手持工事量(ヶ月)		②稼働率(%)	③見積件数			④受注価格(単位千円)建方を含む		
都道府県名	手持工事量	稼働率	多い	普通	少ない	S造	SRC造	コラム
徳島	2 ～ 6	80 ～ 100		○		210 ～ 250	～	210 ～
香川	2 ～ 5	80 ～ 100		○		190 ～ 250	～	～
愛媛	2 ～ 7	90 ～ 100			○	190 ～ 250	～	～
高知	2 ～ 5	80 ～ 100		○		200 ～ 250	～	～

(C)

①今後の見通し

都道府県名	見 通 し	意 見 ～ 提 案
徳島	見積り件数は、全体では前月比25%の増加しているが、県内物件は10%の増加になっている。Hグレードの工場は、年内いっぱいの受注量を確保している。Mグレード以下の工場も秋までの受注を確保している状況である。	性能評価制度のPR。積算会社の活用。法定福利費を含んだ見積書を実施する。夏場の稼働率を考慮して組合員同士、仕事の分け合い、助け合い等連絡を密にする。
香川	見積件数は上向きとなり稼働率も全体的にフル稼働の状態にあり多忙感が出ている。尚、年内までの先行きの見通しは明るいとするFABも多い。	見積依頼に対応できないケースも出ている状況もあり、組合員の連携エリアを拡大検討する必要があると思われる。
愛媛	工場規模の大小、県内各地区によらずほぼフル稼働であり、夏場までの手持工事量を確保している。規模の大きいFABでは年内分の手持があり、来年の話が進むところがある。	時間も人件費も掛かる不必要な見積を省くためにも更にKSシステムを活用して組合員間での物件情報交換を進める事が重要である。見積物件情報の他にも値上がりが続く鋼材・材料・外注人件費等の情報について組合員間で共有する事も重要である。
高知	見積件数は6月に入り増加傾向で前年件数を上回っている。手持ち工事量はMで4～6ケ月位でRも含め適度な稼働率で推移している。価格は横這い傾向である。今後の見通しは期待するFABが6割程度。	物件報告を徹底し情報を共有し 適正価格での受注を目指す。法定福利費を明示した見積書の推進を行い全社が明示するように徹底していく。

九州支部状況報告

（平成30年6月分）

提出日：平成30年7月5日

(A)

県名	① 県内の活動状況	② 支部活動状況 活動要旨
福岡	6/1 中央会総会 6/6 品質向上パトロール(2社) 6/8 福岡県建築士会総会 6/11 技術委員会 6/14 品質向上パトロール(2社) 6/25 経営対策委員会 6/27 工場審査(Hグレード) 6/29 工場審査(Hグレード)	・6/5 九州支部理事会及び通常総会 ・6/7 検査技術者学科講習会講師との打合せ ・6/13 九州支部H部会役員会及び総会 ・6/16 全青会九州ブロック会総会 ・6/19～20 建築鉄骨製品検査技術者学科講習会 ・6/21～22 建築鉄骨超音波検査技術者学科講習会
佐賀	6/8 建設産業団体連合会 理事会・総会出席 6/20・26・28 工場審査サポート	
長崎	6/13,28 工場審査サポート 6/15 検査・技術委員会引き継ぎ・打合せ 6/20 青年部役員会	
熊本	6月12日 理事会 開催、6月13日 熊本鉄骨問題協議会 開催	
大分	6/14三役会、定例理事会、認定部会 6/27工場審査事前打合せ	
宮崎	4日：研削砥石取替～特別教育実施 8日：建築士事務所協会総会懇親会出席 11日：レディース中央会総会出席 22日：中央会事務局連絡協議会総会出席 23日：古川禎久衆議院議員(顧問)セミナー参加 青年部会第2回幹事会開催	
鹿児島	2日青年部会役員会 6日技術委員会 22日理事会 28日性能評価基準改正及び基準マニュアル集勉強会	
沖縄	・6/7：建築関係懇親会、12：定例理事会、19日：定例営業部会及び懇親会、29日：建産連総会	

(B)

県名	① 手持工事量(ヶ月)			②稼働率	③ 見積物件数			④受注価格(単位：千円)(建方＝含む)		
	H	M	R・J・未	(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	コラムH造	SRC造
福岡	6～12	3～6	1～3	90～100		○		210～260	210～260	－
佐賀	6	3～4	1～3	90～100		○		200～230	210～260	－
長崎	6～10	3～6	－	90～100			○	210～260	210～260	－
熊本	6.6	3.6	3.9	97.1			○	－	200～270	－
大分	10	3	－	80～100		○		220～260	200～280	－
宮崎	6～14	1～6	1～3	70～100		○		186～270	200～270	240～260
鹿児島	4～12	2～4	0～4	50～100			○	200～260	200～280	
沖縄	2～3	2	－	70～100		○		250～280	240～270	

（上記項目の内、③については該当する項目に○を付けて下さい。）

(C)

県名	① 今後の景気動向と見通しについて	② 業界対策についての提案事項
福岡	・ 見積件数、報告件数とも少ない。 ただし手持工事量としては堅調に推移している。	・会員相互の協調、情報の共有化の推進。 ・人手不足・図面の遅れ等の問題が深刻である。
佐賀	・仕事量は高めだが、設計、現場等の遅れで手待ちが多い。 ・鋼材（特にＢＣＰ）の納期遅れが深刻で工程が組み難い。	・受注報告を徹底し、情報交換を積極的に行う。
長崎	見積り件数は少し減ってきている。ただし、手持ち工事量は各社3～10ヶ月以上確保し忙しい状況です。	適正価格での受注 人手不足対策
熊本	災害復旧工事や耐震補強工事等で手持ち工事量は多い状態が続いている。	―
大分	◎若干単価が下がってきた感じがしますが当分は仕事量はあるので、下げないよう努力はしていきたいです。◎プラント関係の見積が実り、3物件段取りにかかりました。今年度中の工事です。◎鉄骨は来年以降は少なくなりそうですが、プラント関連は増加しそうです。	◎共積会の利用 ◎各FABが単価を下げないおうにして行って頂きたい。市の物件は県及び市が一丸となって単価を下げない。よその県に出さないように努力をして頂きたい。
宮崎	・民間の需要が好調で、稼働率・手持工事量とも全グレードで安定している。	・S造の推進及び認定工場のPR活動と共同受注の推進 ・適正価格による受注契約（採算性の追求）
鹿児島	材料価格の上昇が続いている中、人件費も高騰。全体的には受注量が途切れずほぼ安定しているが、地域によって手持ち0の所も出ている。	組合員間で協力出来る関係を構築すること。
沖縄	・概算見積もりは多くなっているが発注時期が不透明。現在の引合い物件が発注されれば夏場以降忙しくなる。	・情報の共有化及び適正価格での受注。

現行 （平成27年3月改定）	改定案 （平成30年7月）	変更内容（考え方）
第 1 章 総　　則	第1章 総　　則	
（総 則）	（総則）	
第 1 条 一般社団法人全国鐵構工業協会職員（以下「職員」という。）の就業に関する事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	第1条 この就業規則（以下「規則」という）は、一般社団法人全国鐵構工業協会（以下「協会」という。）の秩序を維持し、業務の円滑な運営を期すため、職員の就業に関する事項を定めたものである。	文言修正
	2 この規則に定めていない事項については、労働基準法、その他の関係法令および労働協約の定めるところによる。	文言追加
2 本規則は、第 57 条及び第 57 条の 2 を除き、嘱託の就業に関して、これを準用する。	3 本規則は、第 59 条及び第 60 条を除き、嘱託の就業に関して、これを準用する。	
（職員の義務）	（職員の義務、規則の周知）	
第 2 条 職員は、諸規則を守り、相互に人格を尊重し、上長の指示に従い、職場の秩序を保持し、その職務を遂行しなければならない。	第2条 職員は諸規則を守り、相互に人格を尊重し、上長の指示に従い、職場の秩序を保持し、その職務を遂行しなければならない。	
	2 協会は、この規則を常時見やすい場所への掲示または備付け、職員への書面交付その他の方法によって職員に周知する。	就業規則の周知に関する文言追加
	3 職員はこの規則を知らなかったことを理由としてその責を免れることはできない。	
（責任者）	（責任者）	
第 3 条 職員のなかに別に定めるところによって責任者を置き、業務の指揮監督にあたらせる。	第3条 職員のなかに別に定めるところによって責任者を置き、業務の指揮監督にあたらせる。	
（職務の変更および出張）	（職務の変更および出張）	
第 4 条 業務上必要あるときは職員に職務の変更、出向ま	第4条 業務上必要あるときは職員に職務の変更、出向または出	

たは出張を命ずることができる。職員は正当な理由がない限りこれを拒むことができない。	張を命ずることができる。職員は正当な理由がない限りこれを拒むことができない。	
（届出事項） 第 5 条　職員は、次の事項を届け出なければならない。 (1)住所または居所 (2)家族の氏名、年令、および扶養の要否等 (3)通勤の方法 (4)身元保証人	（届出事項） 第5条　職員は、次の事項を届け出なければならない。 (1) 住所または居所 (2) 家族の氏名、年令、および扶養の要否等 (3) 通勤の方法 (4) 身元保証人 (5)本人及び扶養対象家族の個人番号	届出事項に、「個人番号」追加
2　前項各号の一に異動があったときは、遅滞なく届け出なければならない。 3　その他必要と認められる事項については、その届け出を求めることがある。	2　前項各号の一に異動があったときは、遅滞なく届け出なければならない。 3　その他必要と認められる事項については、その届け出を求めることがある。	
（採　用） 第 6 条　職員の採用は雇用期間の定めのない労働契約により行う。	（採用） 第6条　職員の採用は雇用期間の定めのない労働契約により行う。	
（選　考） 第 7 条　職員の採用に当っては次の書類を提出させ、選考のうえ、会長が決定する。 (1)自筆の履歴書 (2)その他選考上必要と認められる書類 2　前項の規程により新たに採用された者は、採用後速やかに、次の書類を提出しなければならない。 (1)自己保証書（誓約書） (2)身元保証書	（選考） 第7条　職員の採用に当っては次の書類を提出させ、選考のうえ、会長が決定する。 (1) 自筆の履歴書 (2) その他選考上必要と認められる書類 2　前項の規定により新たに採用された者は、採用後すみやかに、次の書類を提出しなければならない。 (1) 自己保証書(誓約書) (2) 身元保証書	

（試用期間） 第 8 条　前条第 1 項の規程により新たに採用された者に対し、 3 カ月以内の試用期間を置くものとする。	（試用期間） 第8条　前条第1項の規定により新たに採用された者に対し、3カ月以内の試用期間を置くものとする。 2　試用期間中の職員が次の各号に該当し、職員として不適格と認めた者は解雇する。 (1) 勤務成績不良 (2) 勤務態度不良 (3) 業務不適格 (4) 健康状態不適格 (5) その他会社が不適格と判断するもの	試用期間中の不適格事項追加
（賃金、賞与、および退職金等） 第 9 条　職員の賃金、賞与および退職金等については、別に定める。	（賃金、賞与、および退職金等） 第9条　職員の賃金、賞与および退職金については、別に定める。	
第 2 章　勤　　務 第 1 節　服 務 規 律	第2章　勤　　務 第1節　服 務 規 律	
（兼業禁止） 第10条　職員は一般社団法人全国鐵構工業協会（以下「協会」という。）の命令または許可なくして他の法人または事業所の役員、従業員となり、もしくは営利を目的とする業務に従事してはならない。	（兼業禁止） 第10条　職員は協会の命令または許可なくして他の法人または事業所の役員、従業員となり、もしくは営利を目的とする業務に従事してはならない。	
（守秘義務） 第11条　職員は自己の担当であると否とを問わず職務上の秘密を他にもらしてはならない。	（守秘義務） 第11条　職員は自己の担当であると否とを問わず職務上の秘密を他にもらしてはならない。	
第 2 節　就 業 時 間	第2節　就 業 時 間	

（就業時間） 第 12 条　1 日の就業時間は、次のとおりとする。ただし、業務上の必要があるときは、1 カ月、 3 カ月または 1 年の期間を区切り、その期間内において 1 日の就業時間を変形し、就業させることがある。なお、その場合、変形期間内の実働時間は、週平均において 40 時間以内、総時間において増減なきものとする。 就業時間　8 時間 10 分 実働時間　7 時間 20 分 休憩時間　50 分 2　第 1 項但書の 3 カ月または 1 年を平均し 1 週間実働 40 時間の範囲内で就業させる場合においては、以下の各号のいずれをも満たす範囲内で就業させる。 3 カ月の場合　1 年の場合 (1)1 日の実働定時間 10 時間以内　9 時間以内 (2)1 週間の実働定時間 52 時間以内 48 時間以内 (3)1 週間あたりの休日 1 日以上　1 日以上 3　変形期間の起算日については、変形期間が 1 カ月間の場合は毎月 1 日とし、 3 カ月間、 1 年間の場合は対象職場ごとに定める。 4　妊娠中または産後 1 年未満の女子職員（以下「妊産婦」という。）が申し出た場合および満 18 才未満の職員については、第 1 項但書にかかわらず、1 日実働 8 時間、 1 週間実働 40 時間を超えて就業させない。	（就業時間） 第12条　1日の就業時間は、次のとおりとする。ただし、業務上の必要があるときは、1カ月、3カ月または1年の期間を区切り、その期間内において1日の就業時間を変形し、就業させることがある。なお、その場合、変形期間内の実働時間は、週平均において40時間以内、総時間において増減なきものとする。 就業時間　8時間10分 実働時間　7時間20分 休憩時間　50分 2.　第1項但書の3カ月または1年を平均し1週間実働40時間の範囲内で就業させる場合においては、以下の各号のいずれをも満たす範囲内で就業させる。 3カ月の場合　1年の場合 (1) 1日の実働定時間　10時間以内　9時間以内 (2) 1週間の実働定時間　52時間以内　48時間以内 (3) 1週間あたりの休日　1日以上　1日以上 3.　変形期間の起算日については、変形期間が1カ月間の場合は毎月 1 日とし、3カ月間1年間の場合は対象職場ごとに定る。 4.　妊娠中または産後1年未満の女子職員（以下「妊産婦」という。）が申し出た場合および満18才未満の職員については、第1項但書にかかわらず、1日実働8時間、1 週間実働40時間を超えて就業させない。	

<table>
<tr>
<td>（就業時間の配置）
第 13 条　就業時間の配置は次のとおりとする。
始　業　　9 時 00 分
休　憩　自　11 時 45 分
至　12 時 35 分
終　業　　17 時 10 分
2　業務上必要がある場合には前項の始業時刻、終業時刻および休憩時間の配置を変更し、または交代で休憩時間を与えることがある。</td>
<td>（就業時間の配置）
第13条　就業時間の配置は次のとおりとする。
<table><tr><th>始　業</th><th>休　憩</th><th>終　業</th></tr><tr><td>9時00分</td><td>11時45分～12時35分</td><td>17時10分</td></tr></table>
2.　業務上必要がある場合には前項の始業時刻、終業時刻および休憩時間の配置を変更し、または交代で休憩時間を与えることがある。
（休憩時間の利用）
第14条　休憩時間は、自由に利用することができる。

（直行直帰）
第15条　職員が出張または外出により直行または直帰する場合は、事前に上長の承認を受けなければならない。ただし緊急で事前の承認を受ける余裕のない場合は、電話等で連絡し、事後において速やかに届け出なければならない。

（職場外の労働）
第16条　主として職場外において業務に従事するため、勤務時間を算定しがたい職員については、所定労働時間労働したものとみなす。ただし、所定労働時間を超えて労働することが必要な業務については、労使協定で定めた時間労働したものとみなす。</td>
<td>記載形式（表形式）変更

条文位置の変更（19→14条）

みなし労働時間制規程追加（直行直帰）

みなし労働時間制規程追加（職場外の労働）</td>
</tr>
<tr>
<td>（時間外就業）
第 14 条　業務上の必要があるときには、満 18 才未満の職員を除き、第 12 条の就業時間を超えて時間外就業させ</td>
<td>（時間外就業）
第17条　業務上の必要があるときには、第12条の就業時間を超えて時間外就業させることがある。</td>
<td>女子の就業制限内容の変更に伴い、内容整理</td>
</tr>
</table>

ることがある。ただし、妊産婦が申し出た場合については就業時間を延長しない。 2　第 1 項の時間外就業を分けて、早出、残業および呼出しとする。早出は所定始業時刻にさきだち就業させ引き続き所定の勤務をさせるとき、残業は所定の勤務に引き続き所定終業時刻以後就業させるとき、呼出しは前または後に所定就業時間の勤務が接続することなく就業させるときをいう。 3　時間外就業における休憩時間は、所定終業時刻後ただちに10分を与え、時間外就業が 3 時間を超えるときはさらに 30 分を与える。ただし、業務上の必要があるときには、休憩時間を変更し、または、30分の休憩時間を与えないことがある。	2.　第1項の時間外就業を分けて、早出、残業および呼出しとする。早出は所定始業時刻にさきだち就業させ引き続き所定の勤務をさせるとき、残業は所定の勤務に引き続き所定終業時刻以後就業させるとき、呼出しは前または後に所定終業時間の勤務が接続することなく就業させるときをいう。 3.　時間外就業における休憩時間は、所定終業時刻後ただちに10分を与え、時間外就業が3時間を超えるときはさらに30分を与える。ただし、業務上の必要があるときには、休憩時間を変更し、または、30分の休憩時間を与えないことがある。	
（災害等の場合の時間外就業） 第 15 条　災害その他の避けることのできない事由によって臨時に必要があるときには、前条第 1 項もしくは第 22 条の規定にかかわらず時間外に就業させ、または休日に就業させることがある。		
（女子および年少者の深夜就業） 第 16 条　満 18 才未満の職員および女子職員は、午後 10 時から午前 5 時までの間においては就業させない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。 (1) 前条により就業時間を延長する場合 (2) 女子職員が、労働基準法第 64 条の 2 第 4 項に規定する業務に従事する場合	（深夜および休日就業） 第18条　業務上の必要があるときには、深夜（22:00～5:00）および第21条に定める休日に就業させることがある。 （時間外、深夜および休日勤務の制限） 第19条　満18歳未満の者については、労働基準法第33条（災害等による臨時の必要がある場合）および第60条第3項に該当する場合を除き、時間外労働および法定の休日労働（1週1回または4週を通じて4回の休日労働）、および深夜労働	女子の就業制限内容の変更に伴い、内容を整理

2　前項但書第 2 号にかかわらず、妊産婦が申し出た場合については、午後10時から午前 5 時までの間においては就業させない。	（労働基準法第61条に定める特例に該当する場合を除く）をさせない。 また、妊産婦が請求したときは同様とする。	
（育児時間） 第 17 条　生後満 1 年に達しない生児を育てる女子職員が申し出た場合は、所定の休憩時間のほかに 1 日 2 回おのおの 30 分間の育児時間を与える。		条文位置の変更
（公民権の行使） 第 18 条　職員が、あらかじめ申し出た場合は、就業時間中に、公民権行使に必要な時間を与える。ただし、権利の行使に妨げがない限り、申し出の時刻を変更することがある。	（公民権の行使） 第20条　職員が、あらかじめ申し出た場合は、就業時間中に、公民権行使に必要な時間を与える。ただし、権利の行使に妨げがない限り、申し出の時刻を変更することがある。	
（休憩時間の利用） 第 19 条　休憩時間は、自由に利用することができる。		条文位置の変更
第 3 節　休日および休暇	第3節　休日および休暇	
（休　日） 第 20 条　休日は、次のとおりとする。 土曜日 日曜日 国民の祝日およびその振替日 5 月 4 日 8 月 13 日、14 日、15 日、16 日 年末年始（12 月 30 日、31 日、 1 月 2 日、 3 日、 4 日） ただし、業務上の必要があるときは休日を変更するこ	（休日） 第21条　休日は、次のとおりとする。 土曜日 日曜日 国民の祝日およびその振替日 8 月 13 日、14 日、15 日、16 日 年末年始（12 月 30 日、31 日、1 月 2 日、3 日、4 日） ただし、業務上の必要があるときは休日を変更することがある。	国民の祝日最新化

とがある。		
（休日の振替え） 第 21 条　業務上の必要があるときには、前条の休日を他の日に振替えることができる。 2　休日の振替えは必要により、休日を当月初めから翌々月末日までの間に振替えることにより行う。	（休日の振替） 第22条　業務上の必要があるときには、前条の休日を他の日に振替えることができる。 2.　休日の振替は必要により、休日を当月初めから翌々月末日までの間に振替えることにより行う。	
（休日就業） 第 22 条　業務上の必要があるときには、休日に就業させることがある。ただし、女子職員および満 18 才未満の職員については、 1 週 1 回または 4 週を通じて 4 回の休日には就業させない。		
（欠勤として取り扱う休日） 第 23 条　次の各号の一に該当する時に、休日であっても欠勤とみなして取り扱う。 (1) 前条の場合に就業しなかったとき (2) 14 暦日以上引き続き欠勤したときの、欠勤期間中の休日	（欠勤として取り扱う休日） 第23条　次の各号の一に該当する時に、休日であっても欠勤とみなして取り扱う。 (1)第18条の規定による休日就業の場合に就業しなかったとき (2)14暦日以上引き続き欠勤したときの、欠勤期間中の休日	
（年次有給休暇） 第 24 条　直前休暇年度の末日（ 3 月 31 日）現在在籍する職員は、業務上の支障がないときに、あらかじめ本人の申し出によって、当該休暇年度につき次の年次有給休暇を受けることができる。	（年次有給休暇） 第24条　年次有給休暇の付与に際し、4月1日を基準日とし、基準日より1年（翌年3月31日まで）を休暇年度とする。 2　基準日現在に在籍し、前休暇年度に出勤率（＝労働日数／所定労働日数）が8割以上の職員には、3月31日現在の勤続年数に応じ、当該休暇年度の初日（＝基準日）におい	年次有給休暇に関する規程内容修正 □ 付与基準（日）明確化 □ 付与日数修正

前年度に職員となった者　11 日 前々年度以前に職員となった者　前年度年次有給休暇日数に 1 日を加えた日数 ただし、20 日を限度とする。	て次の日数の年次有給休暇を与える。 勤続年数 / 年次有給休暇付与日数 6ヵ月以下 / 10日 6ヵ月超　1年6ヵ月以下 / 11日 1年6ヵ月超　2年6ヵ月以下 / 12日 2年6ヵ月超　3年6ヵ月以下 / 14日 3年6ヵ月超　4年6ヵ月以下 / 16日 4年6ヵ月超　5年6ヵ月以下 / 18日 5年6ヵ月超 / 20日	
2　新たに職員となった者の年次有給休暇日数は次のとおりとする。 職員となった月日　年次有給休暇日数 4 月 1 日～ 9 月 30 日　10 日 10 月 1 日～10 月 31 日　8 日 11 月 1 日～11 月 30 日　6 日 12 月 1 日～12 月 31 日　4 日 1 月 1 日～ 1 月 31 日　2 日 2 月 1 日～ 2 月末日　1 日 3 月 1 日～ 3 月 31 日　0 日	3　休暇年度の途中で新たに職員となった者には、採用日に次の日数の年次有給休暇を与える。 職員となった月日 / 年次有給休暇日数 4 月 1 日～ 9 月30日 / 10日 10月 1 日～10月31日 / 8 日 11月 1 日～11月30日 / 6 日 12月 1 日～12月31日 / 4 日 1 月 1 日～ 1 月31日 / 2 日 2 月 1 日～ 2 月末日 / 1 日 3 月 1 日～ 3 月31日 / 0 日	新たに職員になった者に対する付与日明確化
3　休職者の年次有給休暇日数および休職者の復職したときの年次有給休暇日数は、別に定める。		
4　当該年度の年次有給休暇に残日数があるときは、翌年度（ 1 年間）に限りこれを繰り越すことができる。	4　当該年度の年次有給休暇に残日数があるときは、翌年度（1 年間）に限りこれを繰り越すことができる。 5　出勤率の算定にあたり、次の各号に該当する期間は勤務したものとみなす。	出勤率算定文言追加

	(1) 業務上の傷病による休業期間 (2) 育児休業の期間 (3) 子の看護休暇の期間 (4) 介護休業の期間 (5) 産前産後の休暇期間 (6) 年次有給休暇の期間 (7) 福祉休暇の期間 (8) 生理休暇、結婚休暇、忌引休暇の各期間	
	(半日単位の年次有給休暇) 第25条 職員は、前条の年次有給休暇の日数のうち、1年について5日(10回)の範囲で半日単位の年次有給休暇を取得することができる。 2 半日単位で有給休暇を取得する場合の就業時間の配置は次のとおりとする。 始業 休憩 終業 午後休 9時00分 なし 12時40分 午前休 13時30分 なし 17時10分 ただし、第12条第2項に定める変形労働時間で就業する者については、1日の実働定時間に応じて別途定めるものとする。	半日単位の年次有給休暇の規程追加
(福祉休暇) 第 25 条 職員は、業務外の傷病により連続して 5 労働日以上の欠務が見込まれる場合、本人の申し出によって、第 2 項により積み立てた範囲内で福祉休暇を受けることができる。 2 福祉休暇の積み立ては、当該年度末において翌年度に繰り越すことができない年次有給休暇の残日数のうち、 3 日を限度として翌年度 4 月 1 日に実	(福祉休暇) 第26条 職員は、業務外の傷病により連続して5労働日以上の欠務が見込まれる場合、本人の申し出によって、第2項により積み立てた範囲内で福祉休暇(有給)を受けることができる。 2 福祉休暇の積み立ては、当該年度末において翌年度に繰り越すことができない年次有給休暇の残日数のうち、3日を限度として翌年度4月1 日に実施する。ただし、累積積立日数は30日を限度とする。	有給明確化

施する。ただし、累積積立日数は 30 日を限度とする。		
（生理休暇） 第 26 条　女子職員は、本人の申し出により生理休暇を受けることができる。 2　前項の生理休暇のうち、 1 生理期に 1 日、年間 12 日以内の日数については、有給とする。	（生理休暇） 第27条　女子職員は、本人の申し出により生理休暇を受けることができる。 2　前項の生理休暇のうち、1生理期に1日、年間12日以内の日数については、有給とする。	
（結婚休暇） 第 27 条　職員は本人の申し出によって、次の結婚休暇（有給）を受けることができる。 (1)本人の結婚　5 日 (2)子の結婚　2 日 (3)兄弟姉妹の結婚　1 日	（結婚休暇） 第28条　職員は本人の申し出によって、次の結婚休暇(有給)を受けることができる。 (1) 本人の結婚　5日 (2) 子の結婚　2日 (3) 兄弟姉妹の結婚　1日	
（出産休暇） 第 28 条　6 週間（多胎妊娠の場合にあっては 10 週間）以内に出産する予定の女子職員は本人の申し出によって、産前 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては 10 週間）以内の休暇を受けることができる。 2　女子職員の産後休暇は 8 週間とする。 3　前各項の休暇（有給）については、健康保険法に基づき出産手当金の支給を受けるときは、その支給額の限度においてこれを控除する。	（出産休暇） 第29条　6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定の女子職員は本人の申し出によって、産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内の休暇を受けることができる。 2　女子職員の産後休暇は8週間とする。 3　前各項の休暇(有給)については、健康保険法に基づき出産手当金の支給を受けるときは、その支給額の限度においてこれを控除する。	休暇期間修正(最新労基法に準拠)
（育児休業） 第 29 条　1 才に満たない子を養育する職員のうち、所定要件を満たす者については、育児休業を認める。	（育児・介護休業） 第30条　職員の育児・介護休業等に関する取り扱いについては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者	介護休業文言追加 (育児・介護休業法準拠)

2　　具体的な内容については、別に定める。	の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の定めるところによる。 （育児時間） 第31条　生後満1年に達しない生児を育てる女子職員が申し出た場合は、所定の休憩時間のほかに1日2回おのおの30分間の育児時間を与える。	
（忌　引） 第 30 条　職員の忌引日数は、次のとおりとする。 (1)配偶者、父母および子　　7 日 (2)祖父母、兄弟姉妹および配偶者の父母　　3 日 ただし、配偶者の父母と同居の場合 5 日とする。 (3)配偶者の兄弟姉妹　　2 日	（忌引休暇） 第32条　職員は本人の申し出によって、次の忌引休暇（有給）を受けることができる。 (1) 配偶者、父母および子　　7 日 (2) 祖父母、兄弟姉妹および配偶者の父母　3 日 ただし、配偶者の父母と同居の場合 5 日とする。 (3) 配偶者の兄弟姉妹　　2 日	有給明確化
（休暇または忌引中の就業） 第 31 条　休暇または忌引中であっても業務上の必要があるときは、本人の同意を得て就業させることがある。	（休暇または忌引中の就業） 第33条　休暇または忌引中であっても業務上の必要があるときは、本人の同意を得て就業させることがある。	
第 4 節　出　退　勤 （出退勤） 第 32 条　職員が出勤または退勤するときは、身分証明書を携帯しなければならない。 2　身分証明書は、必要に応じて提示しなければならない。 3　職員は、勤務記録表により勤務を明らかにしなければならない。 4　職員は、所定始業時刻から就業し、所定就業時刻	第4節　出　退　勤 （出退勤） 第34条　職員が出勤または退勤するときは、身分証明書を携帯しなければならない。 2　身分証明書は、必要に応じて提示しなければならない。 3　職員は、勤務記録表により勤務を明らかにしなければならない。 4　職員は、所定始業時刻から就業し、所定就業時刻後は承認	

後は承認を受けたときを除き、すみやかに退勤しなければならない。	を受けたときを除き、すみやかに退勤しなければならない。	
（全日欠務の手続） 第 33 条　職員は、第 24 条ないし第 28 条、第 30 条、第 36 条第 2 号、第 3 号および第 6 号により、または病気その他やむを得ない事由による欠勤により、全日にわたり欠務するときは、欠務する日の直前の本人の所定終業時刻までに、欠務予定日、欠務の事由等を付して願い出または届け出なければならない。	（全日欠務の手続） 第35条　職員は、第24条～第28 条および第32条に規定する休暇、第38条第2号、第3号および第6号による欠務、または病気その他やむを得ない事由により全日にわたり欠務するときは、欠務する日の直前の本人の所定終業時刻までに、欠務予定日、欠務の事由等を付して願い出または届け出なければならない。	対象条文文言整理
	2　職員は、第29条に規定する事由（出産休暇）により全日にわたり欠務するときは、欠務する日の1ヶ月前までに、欠務予定日、欠務の事由等を付して願い出または届け出なければならない。	出産休暇の手続き文言追加
2　やむを得ない事由により、前項の時刻までに願い出または届け出ることができなかったときには、その事由を付して遅滞なく願い出または届け出なければならない。	3　やむを得ない事由により、前項の時刻までに願い出または届け出ることができなかったときには、その事由を付して遅滞なく願い出または届け出なければならない。	
3　病気欠勤 1 週間以上にわたるときは、医師の診断書を提出しなければならない。	4　病気欠勤1週間以上にわたるときは、医師の診断書を提出しなければならない。	
（一部欠務の手続） 第 34 条　職員は、傷病その他やむを得ない事由によって、遅刻、早退、外出その他職場を離れるときには、事前に許可を受けなければならない。	（一部欠務の手続） 第36条　職員は、傷病その他やむを得ない事由によって、遅刻、早退、外出その他職場を離れるときには、事前に許可を受けなければならない。	
2　事前に許可を受けることなく遅刻したときは、すみやかにその事由を届け出なければならない。	2　事前に許可を受けることなく遅刻したときは、すみやかにその事由を届け出なければならない。	

（就業の禁止） 第 35 条　職員が、次の各号の一に該当する時には、就業を禁止することがある。 (1)風紀規律を乱し、または衛生上有害と認められるとき (2)その他業務上の支障があると認められるとき （欠勤の特例） 第 36 条　職員が次の各号の一に該当する時は、欠勤または私事の都合による遅刻、早退もしくは外出として取り扱わない。 (1)業務上負傷し、または疾病にかかり、協会の指定する医師の診断によって休業したとき (2)業務に関係のある事件の関係者として、官公署の召喚に応じたとき (3)公共団体の議員、その他の公職に就任し、公務を執行するため、または選挙権その他公民権行使のため、承認を受けて就業することができないとき (4)第 39 条第 2 項により就業を禁止されたとき (5)第 17 条の育児時間を受けて就業することができないとき (6)前各号のほか、やむを得ないものと認められたとき 第 3 章　安全および衛生 ～　以降 省略　～	（就業の禁止） 第37条　職員が、次の各号の一に該当する時には、就業を禁止することがある。 (1) 風紀規律を乱し、または衛生上有害と認められるとき (2) その他業務上の支障があると認められるとき （欠勤の特例） 第38条　職員が次の各号の一に該当する時は、欠勤または私事の都合による遅刻、早退もしくは外出として取り扱わない。 (1) 業務上負傷し、または疾病にかかり、協会の指定する医師の診断によって休業 したとき (2) 業務に関係のある事件の関係者として、官公署の召喚に応じたとき (3) 公共団体の議員、その他の公職に就任し、公務を執行するため、または選挙権その他公民権行使のため、承認を受けて就業することができないとき (4) 第41条第2項により就業を禁止されたとき (5) 第31条の育児時間を受けて就業することができないとき (6) 前各号のほか、やむを得ないものと認められたとき 第3章　安全および衛生 ～　以降 省略（追記・修正なし）　～	第 3 章以降（9 章まで）、現行規程からの変更（追記・修正）なし

（附　則） この規則は平成 20 年　4　月　1　日より施行する。 （附　則） この規則の改正規定（第 57 条、及び第 57 条の　2　）は平成 27 年　3　月 20 日より施行する。 制定　昭和51年01月 改定　昭和52年07月（第　1　回） 昭和54年11月（第　2　回） 昭和55年11月（第　3　回） 昭和56年05月（第　4　回） 平成08年04月（第　5　回） 平成13年03月（第　6　回） 平成20年04月（第　7　回） 平成27年03月（第　8　回）	（附　則） この規則は平成30年7月〇〇日より施行する。 制定　昭和51年01月 改定　昭和52年07月（第　1　回） 昭和54年11月（第　2　回） 昭和55年11月（第　3　回） 昭和56年05月（第　4　回） 平成08年04月（第　5　回） 平成13年03月（第　6　回） 平成20年04月（第　7　回） 平成27年03月（第　8　回） 平成30年07月（第　9　回）	